

平成25年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成25年12月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第115号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第116号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
第4	議案第117号	農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
第5	議案第118号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第6	議案第119号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
第7	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園)
第8	議案第121号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
第9	議案第122号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
第10	議案第123号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
第11	議案第124号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
第12	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設(ホテル季古里))
第13	議案第126号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
第14	議案第127号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
第15	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
第16	議案第129号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
第17	議案第130号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
第18	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
第19	議案第132号	飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	議案第133号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第21	議案第134号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第22	議案第135号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
第23	議案第136号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
第24	議案第137号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第25	議案第138号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
第26		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	議案第115号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第116号	低開発地域工業開発地区の指定に伴う飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
日程第4	議案第117号	農村地域工業等導入促進法に係る飛騨市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
日程第5	議案第118号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第119号	指定管理者の指定について(飛騨市古川トレーニングセンター)
日程第7	議案第120号	指定管理者の指定について(飛騨市サン・スポーツランドふるかわ、飛騨市古川町森林公園)
日程第8	議案第121号	指定管理者の指定について(飛騨市黒内屋内運動場)
日程第9	議案第122号	飛騨市小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第123号	指定管理者の指定について(飛騨市星の駅宙ドーム・神岡)
日程第11	議案第124号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふ ^ろ)
日程第12	議案第125号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設(ホテル季古里))
日程第13	議案第126号	指定管理者の指定について(飛騨市古川味処施設)
日程第14	議案第127号	指定管理者の指定について(飛騨古川まつり会館)
日程第15	議案第128号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
日程第16	議案第129号	指定管理者の指定について(古川町農産物直売施設)
日程第17	議案第130号	指定管理者の指定について(森茂牧場)
日程第18	議案第131号	指定管理者の指定について(飛騨河合飛騨牛繁殖センター)
日程第19	議案第132号	飛騨市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第133号	平成25年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
日程第21	議案第134号	平成25年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
日程第22	議案第135号	平成25年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第3号)
日程第23	議案第136号	平成25年度飛騨市簡易水道事業特別会計補正予算(補正第3号)
日程第24	議案第137号	平成25年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
日程第25	議案第138号	平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第2号)
日程第26		一般質問

○出席議員(17名)

1番	前中	川嶋	文国	博則
2番	田	嶋	清和	安彦
3番	洞	中口	勝和	憲正
4番	野	村	和武	彦彦
5番	後	藤田	明良	郎次
6番	福	沼海	真邦	子
7番	菅	下原	希	子
8番	内	谷	幸	男
9番	森	天	寛	徳
10番	高	葛	博	文
11番	谷	山	寛	一
12番	天	池	寛	子
13番	葛	籠	恵	美
14番	山			
15番	池			
16番	籠			
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	井白	上川	久修	則平
副市長	山	川	修	一
教育長	福	本	幸	博
代表監査委員	谷	田	幸	之
会計管理者	小	口	富	文
総務部長	水	倉	孝	廣
財政課長	石	上	雅	豊
教育委員会事務局長	腰			行
企画商工観光部長	木	塚	雅	男子
環境水道部長	柏	岩	泰	昌
市民福祉部長	岩	谷	敦	彦
農林部長	谷	藤	義	光
基盤整備部長	藤	井	智	秋
消防長	川	瀬	智	
病院管理室長	沢	之	向	
	川	上	清	

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野	村	重	昭
書記	竹	原	美	香

平成25年第4回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
1	中嶋 国則 (ひだ市政クラブ)	1. 「飛騨市子ども・子育て会議」について 2. グラウンドゴルフ場の建設を 3. 400mトラックの陸上競技場の建設を 4. 古川朝霧街道の冬季通行対策を	9日 午前
2	後藤 和正 (ひだ市政クラブ)	1. 高校の魅力化プロジェクトについて 2. 東京オリンピックに向かって 3. 水源地域保全について 4. ヘリによる人命救助について 5. トンネルの安全性について	〃
3	谷口 充希子 (ひだ市政クラブ)	1. 観光事業について 2. 児童虐待防止について 3. 少子化対策の一環	※9日 午後
4	菅沼 明彦 (ひだ市政クラブ)	1. 飛騨市「水害・地震・火山噴火灰」防災対策について	〃
5	森下 真次 (ひだ市政クラブ)	1. 26年度予算の方向 2. ふるさと納税の活用 3. 買い物弱者対策 4. 農業振興とその環境変化への対応	〃
6	野村 勝憲	1. 「まちづくり」について 2. 「観光」について	10日 午前
7	籠山 恵美子	1. 生活保護基準引き下げの影響と対策について 2. 歯科保健活動の8020運動のとりくみを 3. 非正規職員の待遇改善を 4. 基金保有額の適正化をはかるべきである	〃
8	山下 博文	1. 平成26年度予算編成 2. 飛騨市職員の勤務状況について 3. 男女共同参画について	※10日 午後
9	洞口 和彦 (新生飛政会)	1. 神岡公民館の直接管理の移行について 2. 宿泊施設を含む学園都市構想の策定について 3. 除雪ボランティアについて	〃
10	池田 寛一 (新生飛政会)	1. 合併から10年、土台の上に建てるものは 2. 地域の伝統と子供たちとのかかわりについて	〃

平成25年第4回飛騨市議会定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

No.	質問者	質問事項	備考
11	高原 邦子 (新生飛政会)	1. ごみの出し方、収集のありかたについて 2. ネット問題に対して教育現場ではどのように対応しているのか 3. 飛騨市のオープンデータ化に対する考えは	11日 午前
12	前川 文博 (新生飛政会)	1. 警報発令時など異常時における小中学校の対応について 2. 割石温泉の営業について	〃

※時間の関係で場合によっては、午前と午後の質問となる議員がいます。

(開議 午前10時00分)

◆開議

◎議長 (内海良郎)

本日の出席議員は全員であります。最初に発言につきましてお願いをいたします。自席での発言につきましては、マイクを自分のほうに向けてから発言していただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程および質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (内海良郎)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により12番、谷口充希子君、13番、天木幸男君を指名いたします。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

(「議長」と呼ぶ声あり。) ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長 (内海良郎)

市長、井上久則君。 ※以下、この議長発言者指名の表記は省略する。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長 (井上久則)

皆さん、おはようございます。寒い日が続いておりますけれども、降雪がないということでも有り難く思っておりますが、反面、この12月21日には市民の皆さん、また観光客の皆さんが楽しみにしております流葉、かわいスキー場のオープンの日ということでございまして、これまでも雪が降ってくればという思いも一方ではございまして、複雑な気持ちでいるところでございます。

また、開会日に報告させていただきました古中の駅伝部が先般、市役所へ報告に出場メンバー皆さんで来ていただきました。日ごろの練習の成果を十二分に発揮して、いい成績をあげられるようにということで激励をしたところでございます。12月15日に大会が開かれるということでございますので、楽しみにしているところでございます。

今日から12名の方の一般質問に、それぞれお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思っております。なお、今回は部長答弁が多いかと思っておりますけれども、ご容赦願いたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

〔市長 井上久則 着席〕

◆日程第2 議案第115号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第25 議案第138号 平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
(補正第2号)

日程第26 一般質問

◎議長(内海良郎)

日程第2、議案第115号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第25、議案第138号、平成25年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算、補正第2号までの24案件を一括して議題といたします。24案件の質疑と併せて、これより日程第26、一般質問を行います。それでは、これより順次通告順に発言を許可いたします。最初に2番、中嶋国則君。

[2番 中嶋国則 登壇]

○2番(中嶋国則)

皆様、おはようございます。1番に質問の機会をいただきまして、誠に光栄に存じております。通告にしたがいまして、大きく4点について質問いたします。はじめに、飛騨市子ども・子育て会議について伺います。

日本は現在、世界で最も高齢化の進んでいる国であり、さらに人口も減少傾向にあります。人口統計によりますと、40年後の日本の総人口が現在の1億2,700万人余りから、約4,000万人減少することが見込まれています。

少子高齢化社会の原因についてはさまざまな観点がありますが、大きな原因の一つとして出生率の低下が挙げられています。そのため、出生率低下に歯止めをかけるべく「子どもを生み、育てやすい社会」の創設を目指して「子ども・子育て支援法」が今年の8月に制定されたところでございます。

「子どもを生み、育てやすい社会の創設」を目的とした、子ども・子育て支援法の大きなポイントは3点ございます。1点目は、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供です。2点目は、保育の量的な拡大であります。3点目は、地域の子ども・子育て支援の充実でございます。以上、申し上げました3点の実現のために、5年を1期とする「飛騨市子ども・子育て支援事業計画」を策定、実行すると理解しております。

この計画の策定、実行にあたっては、行政だけではなく、子育ての当事者である市民、その関係者あるいは事業者等、地域社会全体がそれぞれの役割を果たしながら連携、協力して積極的に取り組んでいく必要があります。そのために、市民から広く意見を聞くための合議体として「飛騨市子ども・子育て会議」を誕生させたことは、積極的な取り組み姿勢であると評価いたします。

5日前の12月4日付、岐阜新聞飛騨版に「飛騨市子ども・子育て会議の初会合、育児支援を拡充へ」のタイトルで、会議の記事が掲載されておりました。新聞記事の確認の意味もこめて、市民の関心と支援を広げるために質問をさせていただきます。

また、今年度子育てに関するアンケート調査費としまして、9月補正予算で260万円を計上しましたが、その後の進捗状況について伺います。

1点目、「飛騨市子ども・子育て会議」の具体的な内容とスケジュールはどうなりますか。2点目、アンケート調査の内容と市民ニーズをどのように把握されますか。よろしくをお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

皆様、おはようございます。それでは、中嶋議員ご質問の「飛騨市子ども・子育て会議」についてお答えいたします。まず一点目の、飛騨市子ども・子育て会議の具体的な内容についてお答えいたします。

会議の目的としましては、「乳幼児期における子育て支援センターと保育園並びに小学校における放課後児童クラブ」で、一つ目には、量の見込み、二つ目には、提供体制の確保の内容、そして三つ目には、その実施時期についての検討であります。詳細につきましては、現在国の「子ども・子育て会議」にて、さまざまな制度設計がなされているところではありますが、例えば保育料の見直し等についても今後示されてくるものと想定をしております。

また、市民の要望、意見を把握し、できる限り事業計画に反映させたいため、子育て中の保護者の方々へニーズ調査の実施を予定しております。その調査結果からも「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込むべき内容が見えてくるものと思っております。当会議において検討いただき、地域性を踏まえた内容にしたいと考えています。

スケジュールにつきましても、12月3日に第1回飛騨市子ども・子育て会議を開催させていただきました。会議内容としましては、委嘱状の交付に始まり、子ども・子育て支援新制度の説明、ニーズ調査（案）の確認等でありました。今後は、ニーズ調査の配布、回収を年内に終了し、来年2月にはその結果報告と計画の方向性を議題とした、第2回目の会議を開催したいと存じます。続きまして、二点目のアンケート調査の内容と市民ニーズの把握についてお答えいたします。

内容につきましては、ほとんどが国からの必須の設問が示されております。3日の会議でのご指摘を踏まえ、病児・病後児保育と放課後児童クラブの項目におきましては、飛騨市なりにアレンジした設問を加えさせていただきました。

このニーズ調査を実施することにより、量の見込み等が数値的なものとして集約され、飛騨市子ども・子育て会議にて議論いただきながら、飛騨市の子どもたちが健やかに成長するため、あるいは子育てしやすいまちづくりをさらに進めるための事業計画の策定を図っていく所存であります。よろしくをお願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○2番（中嶋国則）

3点くらい質問をしたいと思いますが、まず2点ほどお尋ねします。この会議のメンバー構成、人数、それから任期は何年でしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

お答えいたします。会議のメンバーにつきましては、15名でございます。任期につきましては2年間としております。メンバーにつきましては、教育委員長でありますとか、小学校の校長会の会長、福祉課長、保育園の代表者の方、子育て支援センターの代表の方、PTA連合会長、保育園の保護者会の代表の方等々でございます。細かく説明したほうがよろしいでしょうか。

○2番（中嶋国則）

あと、2点ほどお尋ねします。ニーズ調査の対象者であるとか、対象件数について教えていただきたいと思いますが、もう1点、先ほどの答弁の中で、ニーズ調査の内容については会議の委員の指摘を受けて、飛騨市なりにアレンジした設問を加えたいというような説明でございましたが、このアレンジした設問というのを具体的にもう少しお聞きしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、ニーズ調査の対象者と件数でございますが、一応、対象につきましては、市内の0歳から小学校4年生までのお子様をお持ちの保護者の方に送付を予定しております。家庭内で重ならないように、1世帯1通というような配慮をさせていただいております。

件数につきましては、小学校で702件、保育園で267件、未就園児の方で267と、合計で1,236件の予定をしております。

続きましてアレンジをした設問でございますが、ほとんどが先ほどの答弁で申しましたように、国から決められたものが増えております。その設問の仕方も「ある」か「ない」というような質問になっておりまして、「ある」というと関連の項目に設問が飛びます。「ない」となりますと、全く違う項目に行くのでありますが、委員の方々から「ない」とお答えされた中にもやはり潜在ニーズがあつて、なかったけれど、もしあれば使ったときにどうなのか、どのように思われるかということがあつたのではないかと、というご指摘をいただきまして、先ほど申しました病児・病後児でありますとか、そういう設問については「使わなかったけれども、あつた場合にはこう思う」というような所に設問を作らせていただいて、そこで「あつた場合なら、こんなふうに使いたかつた。こん

なふうなものがあればいいな」というようなお考えを聞けるようにということで設問を設定いたしました。以上です。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。私がこの質問をした理由とといいますか、それはやはり国からの指導だけではなくに、市民のニーズにいかに応えるかという観点から質問をさせていただきました。飛騨市にとりまして少子化は大変深刻な問題であります。この会議の委員の皆様をはじめ、委員の関係団体であるとか市民の協力、そして市の担当部の方の連携を密にさせていただいて、健やかで子供を産み、育てやすい飛騨市の実現につながることを期待しまして、次の質問に移ります。

2点目のグラウンド・ゴルフ場の建設について質問いたします。

高齢者の健康スポーツとして、近年ゲートボールを楽しむ人が減少し、グラウンド・ゴルフが大変盛んになってまいりました。現在、高齢者のグラウンド・ゴルフ愛好者が300名ほどいらっしゃるというふうに聞いております。今後、老若男女小中学生にも普及するのではないかと、そういった声も聞かれるところでありますし、グラウンド・ゴルフを楽しむ市民が増加傾向になっているようでございます。

インターネットによりますと、岐阜県下に9カ所のグラウンド・ゴルフコースがあります。この公認コースの特長は、8ホール1コースから広い施設については8ホール4コース備えている、そういったコースでございまして、このうち8カ所は天然芝のグラウンド・ゴルフコースでございます。

10月に森林公園で開催されました飛騨市長杯には320名くらいの参加者があり、大変盛況であったということでございます。また、昨年度において飛騨市以外での大会には、芝生グラウンドを使用した公式対外試合に8回参加をされております。そのほか、芝生グラウンドを利用した単位クラブとしての練習試合が主に高山市で開催され、高山市には2カ所くらい芝のグラウンド・ゴルフ場があるということでございます。高山市のほうへ10回ほど参加してみえるということでございます。

以上、申し上げましたように、老人クラブの関係で18回も公式大会、練習試合に参加し、老人クラブとしての交流を深めていらっしゃるところであります。勝負の世界ですから、やはり土と芝生のハンディは大きく、勝負にならないことが多くあり、芝生の専用グラウンド・ゴルフ場を備えていただきたいという要望が市長にも出されたということ聞いております。老人クラブ会員をはじめとする、グラウンド・ゴルフ愛好者の健康づくりにつながる芝生グラウンド・ゴルフ場の建設を、ぜひお願いしたいと思っておりますがお考えを伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

おはようございます。それでは、ただいまの中嶋議員のご質問に対しまして答弁をさせていただきます。グラウンド・ゴルフ場の建設を、ということでございます。

グラウンド・ゴルフにつきましては、ゴルフをアレンジしたスポーツとして「いつでも、だれでも、どこでも」これをスローガンのように、芝生、土、砂地など場所を限定することなくルールも簡単のため、子供から高齢者まで幅広く愛され、全国に広く普及が進んでおります。

専用のグラウンド・ゴルフ場とするためには、最低8ホール、1コースとしまして、1コース当たり縦40メートル、横70メートル、これくらいの敷地が必要となります。

数百人規模の大会を開催する場合には、時間差によります競技の開始を工夫しましても1コースでの対応は困難であり、大きな大会開催のためには、ある程度のコースの数が必要となります。

また、公認のグラウンド・ゴルフ場として認定を受けるためには、コース場が芝生、人工芝、土、砂地などの種類は問いませんが、グラウンド・ゴルフ以外の競技での使用は認められません。

市の現状としまして、専用のグラウンド・ゴルフ場を建設することは厳しい状況となっておりますが、市内既存体育施設の遊休地の一部の整備を行うことなど、これによりまして多目的に活用できる場所の選定、整備の検討を進めております。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○2番（中嶋国則）

新年度に向けて検討をされるというような答弁だったと思いますけれども、最初から3面ないと公式大会には無理だというお話でしたが、まず大会を誘致するかどうかは、もっと市民の愛好者が増えて1,000人、2,000人ということになれば、そういったこともすぐに要望したいと思いますけれども、その前段階として1コースくらいはどこかに建設をお願いしたいと思うところでございますが、その辺いかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このグラウンド・ゴルフにつきましては、本当に盛んになってきていることはその大会、その大会の開会式等に出させていただきますと、本当に盛んになってきたということを実感している一人でございます。

また、飛騨市の老人クラブ連合会のほうの役員会との意見交換会の中で、なかなかこちらで優勝しても本大会のほう、県大会とかに出ていきますと全て芝グラウンドであるために、そういった感覚がつかめていないということで、なかなか勝てないということで、せめて練習場くらいはできないかというような要望をいただいているところでござ

います。

しかしながら、芝を植えますと、サッカーグラウンドを見ていただくとわかると思いますが、生き物でございますので水をくれ、刈り込みをし、そういった維持管理が伴ってまいります。こういったことで、もしどこかに練習場を設置したとしても、こういった維持管理等々を誰がするのかというようなことも含めて、いろんな形の中で解決しなければならない問題が多々あるかと思えます。しかしながら、先ほど事務局長から答弁いたしましたように、確かに現在、芝を植えて遊んでいる土地があるわけでございますので、そういったものを有効に活用できないか今、検討をしているところでございます。せめて、8コースとは言えなくても、練習場くらいはというような思いは私は持っているわけでございますが、今ほど言いましたいろんな課題を解決した上で、でき得るものということを考えていますので、これからそういった場所、それから管理方法等も老人クラブ連合会のほうとも相談をしながら方向付けをしていきたいというような思いでございますので、よろしくお願いいたします。

○2番（中嶋国則）

ありがとうございます。管理面につきましては岐阜県下の状況を見ますと、やはり委託管理をされている、公設民営的なそういう管理がされております。そして、使用料を見ますと一人300円であるとか、あるいはもう少し500円とか、そういう使用料を取っております。やはり、財政難の飛騨市ですから、そういった運営面についても市の負担がかからないようにといたしますか、少なくなるような検討をぜひお願いしたいと思います。続きまして、次の質問に移ります。

400メートルトラックの陸上競技場建設について質問をいたします。

先ほど市長から冒頭に報告がございましたように、古川中学校の駅伝男子の部が岐阜県代表として9回目の出場をします。これにつきましては、昨日の中日新聞、岐阜新聞の飛騨版に出ておりましたのでご承知の方がほとんどであるかと思えます。私も選手の健闘をお祈りさせていただきたいと思っております。

さて、飛騨市陸上競技大会に出場する選手は、毎年200名余りであります。内訳としまして、小学生と中学生を合わせて約200名、高校生および一般の方が20名程度であると聞いております。

飛騨市合併前は、吉城郡陸上競技大会が開催されており、古川、国府、神岡の3町が大会の会場を持ちまわりで開催されておりました。古川町と国府町の当番のときは、古川町森林公園陸上競技場で、また神岡町の当番のときは、現在の飛騨神岡高校を会場に開催されておりました。

トラック競技を行う基本である400メートルのコースを取れましたのは飛騨神岡高校であり、古川町の森林公園陸上競技場の場合は、残念ながら300メートルのコースしか取れず、400メートルならびに400メートルリレー競技は、直線を利用した変則の400メートルコースにより、平成13年まで大会を開催してきたところでありま

す。

平成14年から平成16年までの3年間は、上宝村本郷に多目的グラウンドが整備され、400メートルトラックのコースが取れることから3年間開催されましたが、上宝村が高山市と合併したことにより使用することが困難となりました。その後、飛騨市内の公共グラウンドでの開催について検討され、平成17年から本年までは、選手がアップできるスペースが多少あることから、宮川町のスポーツ公園で開催されております。

しかし、400メートルトラックは取れませんので、森林公園と同様の変則コースで競技を行っているところであります。

トラックを備えた陸上競技場があれば、高校生や大学生など夏場の高地トレーニングにも利用でき、スポーツ交流人口の増加につながると思います。将来、オリンピック選手や世界陸上に出場するような選手が飛騨市から誕生することにつながることも考えられます。

大人の方の陸上競技愛好者、スポーツ少年団や小中学生の陸上競技振興のために、400メートルトラックを備えた陸上競技場の建設をぜひお願いしたいと思います。候補地としまして、神岡町と古川町の間にあたる数河地区に整備ができないかお伺いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 登壇〕

□教育委員会事務局長（石腰豊）

それでは、中嶋議員の3点目、400メートルトラックの競技場建設をということで回答をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在、飛騨市内で開催されていますスポーツ少年団の陸上競技会などは、主に宮川町西忍のスポーツ公園多目的グラウンドで開催されており、仮設の300メートルトラックによります競技が行われております。

サイズ的に正式な400メートルトラックを設定する場合、6コースの設定としましても、ストレート方向、横方向でございますが、こちらで120メートル余り、曲線方向、縦方向で100メートル余りが必要なため、市内の現有体育施設での設置はできない状況であります。

現在、宮川スポーツ公園に仮設的に設置されています300メートルトラックは、陸上競技施設の種類の中では第4種に該当し、対抗競技会や記録会、学校内競技会、クラブ対抗競技会に対応可能となっております。競技には支障のないトラックであると判断をしております。

陸上競技を志す若者に整った環境を提供することは、飛騨市の陸上競技を盛り上げていくために必要なことと考えますが、施設の建設については単にグラウンド整備にとどまらず、駐車場、管理棟、更衣室、照明灯などの関連施設整備が伴うことから、新たな

場所での整備は困難と考えます。

今後につきましても、現在の市内体育施設の維持管理を適正に行うことで、利用者皆様にご理解をいただきたいと思えます。

なお、数河地内の残土埋め立て地については、盛土全体を複数年かけて^{あつみ}圧密する必要があります。圧密というのは、土を落ち着かせるということですが、なおかつ土地所有者が複雑に入り組んでおり、赤線が存在するなど、土地問題が解決するまでは整備することができない状況でございます。以上でございます。

〔教育委員会事務局長 石腰豊 着席〕

○2番（中嶋国則）

難しいという答弁でございました。東京オリンピックが開催されるということで、このスポーツ熱が大変盛んになってまいりました。陸上競技愛好者、特に小中学生の夢を育むモチベーションが上がるような、そういう対応をこのグラウンド以外にも何か検討していただければ有り難いと思うところでございます。最後の質問に入ります。

古川朝霧街道の冬期通行対策について伺います。

昨年の7月11日、古川南部農免農道、通称古川朝霧街道が開通いたし、岐阜清流国体のサッカー場へのアクセス道路として有効利用されたのを皮切りに、地域住民の通勤・通学道路や古川市街地、高山方面からのバイパス道路として多くの通行者があるところでもあります。

この地域の冬期の誘客施設として、ぬく森の湯すば〜ふる、ホテル季古里、かわいスキー場、Y u M e ハウスなどがあり、これらの施設の利用者が毎日朝霧街道を通行されています。

ところが、小鷹利トンネルの中野区側は杉林があるため、冬期間は日陰になり、道路が凍結して車が立ち往生したり、スリップ事故が何回か発生したと聞いております。また、坂道のため凍結による事故の危険性が大変高いので、女性の運転手をはじめ、冬場は通行を避ける方が多いのが実態でございます。

通勤・通学道路であります。笹ヶ洞区から信包区の間は2次幹線道路となっているため、除雪が通勤に間に合わないことがあります。一次路線への格上げはできませんでしょうか。

凍結防止対策として、杉林を伐採するなど抜本的な対策をするべきと思えます。また、杉林の土地を買収して沿道風景の整備も考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

皆さん、おはようございます。それでは、4点目の古川南部農免農道の冬期通行対策についてお答えします。

古川南部農免農道につきましては昨年の7月供用開始以降、農産物、畜産物等の物流や地域住民の通勤・通学、誘客施設への利用者の通行など多くの方々に利用していただいております。昨年は初めての冬を経験し、日陰部分の道路凍結に対しましては、融雪剤の散布を行い対応しましたが、小鷹利トンネルより中野区側の下り坂において1件の物損事故が発生したということを知っております。

また、笹ヶ洞区ささかほらの県道交差点から信包区のぶかの終点までの間につきましては、除雪機械の配置状況から早い時間での除雪が困難な状況にあり、県道の迂回路線があることから二次除雪路線となっております。

今年度の対策としましては、本箇所ほんがしよの道路パトロールの頻度を増やし、機械除雪、融雪剤散布を行い、さらなる安全確保に努めたいと考えております。

今後は、除雪計画の検証を行うとともに凍結防止対策として、議員ご提案の杉林の伐採につきましても所有者の了解を得て、農林部局、道路部局の有利な補助メニューを調査しまして、伐採の実施に向けて検討を行ってまいります。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○2番（中嶋国則）

ありがとうございました。伐採に向けて進められるという答弁でございましたが、これから降雪の時期を迎えまして、現在でも道路上へはみ出している木が何本か見受けられます。そういった降雪で道路側に倒れるというような危険性がございますので、またその辺の安全確保もお願いしたいと思います。

そして、今ほど申し上げましたけれども、この道路につきましては財政難の中、完成までに17年の歳月と莫大な費用をかけて造られた道路でございます。誘客施設がありますし、地域の発展、飛騨市の発展に有効に利用できる道路になることをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔2番 中嶋国則 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時39分 再開 午前10時39分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。次に6番 後藤和正君。

〔6番 後藤和正 登壇〕

○6番（後藤和正）

皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。はじめに、高校の魅力化プロジェクトについてお伺いいたします。少し前置きが長くなりますが、必要なのでご勘弁ください。

10月に海士町を視察し、島根県立島前高校の魅力化プロジェクトのヒヤリングをしてきました。島根県沿岸から北へ60キロ、日本海に浮かぶ隠岐諸島の3つの島2町1村を島前と呼び、この地域の唯一の高校が島前高校です。本土から1日3便しかないフェリーで、最短3時間半もかかる不便な離島でした。

高校が立地している海士町は、50年前は約7,000人いた人口が若者の都市部への流出で、平成22年の国勢調査では2,374人に減少しております。高齢化率は40%の超少子高齢化地域となっております。

そのような中で、大胆な行政改革や産業創出と同時に高校の魅力化など独自の取り組みを行って、平成23年までの7年間で人口の1割強にあたる330人、218世帯が全国から移住し、Uターン者も約150人に及ぶ成果が表れ、視察が後を絶たない状況の町です。

この高校の魅力化プロジェクトが生まれる背景には、人口減少と少子化はもとより、島前地域では中学卒業と同時に、生徒の半分近くが大学進学や将来の可能性から、島を離れて本土の高校へ進学する傾向にあり、平成10年頃70人いた入学生も平成20年度には28人に激減し、島根県の高校最低ライン21名が目前に迫り、統廃合の危機に直面しました。統廃合となると、3町村にとって中学卒業で全員が島を離れるため、15から18歳の若者がいなくなり、本土の高校に通わせる仕送りなど一人450万円程度の負担が生じます。経済的にゆとりのない家庭や、子供の数が多い家庭が家族で島外に流出することや、若年世帯層の島へのU・Iターンがなくなることと、教育費の負担増で出生率はますます低下し、経済的だけではなく計り知れない損失となります。

そこで、高校がなくては地域の存続はあり得ない、と島の生き残りをかけた必死の取り組みが始まりました。「ピンチは変革と飛躍へのチャンス」という考え方に立ち、島の人づくりにおけるレバレッジポイントとして、島前高校魅力化プロジェクトがスタートしました。

まず、高校と3町村の町村長、議長、教育長、中学校長らによる高校改革の推進母体「島前高校魅力化の会」を発足し、下部組織に教員と行政、保護者、住民等による学校の改革構想を策定するワーキンググループを結成しました。島内の地域を回り、高校の状況やコミュニティにおける学校の存在意義を説明するとともに、学校や教育への期待や要望を聴き、魅力ある学校づくりへの意識共有を行いました。

また、島内の中学と高校の生徒と保護者、教員へのヒヤリングやアンケート結果を基に、議会との意見交換会や県、国との協議を重ね、1年をかけて島前高校の今後のビジョンと戦略を策定し、その構想を3町村長と高校の校長と一緒に、県知事と県教育長に

提出しました。

そして、高校の教職員と民間事業者、ボランティア団体代表、地域住民有志などで構想実現への推進協議会を立ち上げるとともに、高校内に町の雇用で地元出身の社会教育主事や都市からの民間企業経験者を学校と地域を結ぶコーディネーターとして常駐させ、地域との協働での高校魅力化プロジェクトが本格始動しました。島前高校に常駐勤務の海士町役場の田中主査は「このときの学校長の理解が絶対で教員に伝わった。最初はぶつかることも多いが、高校とのネットワークづくりが大切です」と話されました。

島前高校の卒業生は95%が本土に出て行き、その中で将来島へ帰ってくる割合が約3割でした。地元に戻らない理由は、飛騨市と同様に「帰りたくても田舎には仕事がない」と答えが返ってきたそうです。しかし、仕事や働く場所を誰かが用意してくれるのを待っていたら、地域はなくなってしまう。それならば、「仕事がないから帰れない」から「仕事をつくりたい」への意識の転換を図ろうと、「田舎には何もない」、「都会がいい」という価値観から脱却し、地域への誇りと愛着を育むことに加え、地域起業家的な精神を持った若者の育成を目標としました。それまでは、肝心な進路を決める高校段階では、地域と関わる教育はほとんど行われていませんでしたが、地域に根差したキャリア教育を展開し教室での学習にとどまらず、現場で多様な人との交流、体験、実践からの学習を高校に導入しました。

具体的には、実践的なまちづくりや商品開発などを通して地域づくりを担うリーダー育成を目指す「地域創造コース」と、少人数指導で難関大学にも進学できる「特別進学コース」を開設し、学校連携型の公営塾を創設し、学力に加え社会人基礎力も鍛える独自プログラムを展開しました。全国からの意欲ある生徒募集に向け、入寮費の全額、寮費と食費の半額、里帰り交通費などの補助を含めた「島留学」制度も新設し、その財源は町職員の給与カットを充てました。

その結果、生徒が企画した地域活性に向けた観光プラン「ヒトツナギ」が文部科学大臣賞を受賞するなど、生徒が地域住民を巻き込んだツアーも実現させ、23年度には文科省、経産省から学校として全国唯一「キャリア教育推進連携表彰」を受賞しております。実際の地域の課題解決に取り組む事業では、「船とバスのダイヤ改正を通じた住民の利便性の向上」や、「子どもも楽しめる島前マップの作成」等のテーマに挑戦し、実際に生徒がダイヤ改正とガイドマップとして販売しているマップの作成を実現しております。

プロジェクトを開始してから入学志願者数はV字回復果たし、平成20年には28人にまで減少した入学者数が、23年度には定員40名を超え、24年度には関東、関西など県外からの志願者を含め59人と倍増し、この年度からへき地の高校としては異例の学級増で、定員40名が定員80名となっております。現在の1、2年生の3割強が東京や大阪など島外の生徒で、多彩な子が全国から島へ集まってくるようになりました。成績においても早稲田大学に初の合格者を出し、国公立大学には3割強の生徒が合格しております。また、就職も100%と高校始まって以来、常識を覆す結果となりました。

今年の高校見学には140名が来ています。学校説明会は東京と大阪で行いますが、最初はゼロ人とか1人だったそうですが、メディアや島のファンになってくれた先生方の紹介などで増えているそうです。特に、お母さん方が「こういった環境で育てたい」と言われるようです。しかし「誰でもいいから来てくれませんか」と、単に生徒数を確保するものではなく、地元学生への刺激と高校の活性化を図るため、意欲や能力面で条件を超える島留学生に支援制度を設けております。島の生徒たちが当たり前となって気付けないものに、島外からの生徒がスポットライトを当てております。島留学では、身元引受人が必要で島親に重責が課せられるため、推薦入学者に限って町長が身元引受人となっております。現在、また新たな寮を建設中だと伺いました。

過疎地でも子供に良い教育を受けさせられるなら、住居の移転もいとわれないという意識の人も多いと聞きました。雇用の場だけでは優秀な人材は定着せず、地域づくりの文脈においてこれまで注目されなかった教育の重要性を感じて帰りました。

この飛騨市も、吉城高校、飛騨神岡高校とここ近年定員割れとなり、平成25年では吉高普通科は定員120人が112人、理数科40人が30人、飛騨神岡総合が80人に対し60人という状況です。市にとっても島前地域と共通した重大な問題で、県立高校だからとは言ってられない課題であります。幸いにして飛騨市も豊かな自然と文化に囲まれ、人のつながりが深く、安全安心な地域であります。学力も人間力も伸びる教育環境を整えて、教育ブランドを築くことで若者の流出を食い止め、U・Iターンにつなげることもできなくはないと思います。古中には県トップクラスの駅伝もあります。神岡町は科学最先端の宇宙研究所があり、神中は俳句やロボットなど優れております。また、例祭の出役は中学までで終わっております。高校に特色を生かす教育や、地域への誇りと愛着を育むことも大事かと思えます。ぜひ、地元高校と地域ぐるみで県とタイアップしてほしいと思いますが、飛騨市の将来を見据えての大胆な高校魅力化プロジェクトの構想に対するご見解をお伺いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

おはようございます。それでは、1点目の高校の魅力化プロジェクトについてお答えいたします。

飛騨市内の高校につきましては、平成20年度に吉城高校、飛騨神岡高校両校が定員割れとなりました。

当時、このままでは統廃合により地元高校の存続が危ぶまれるとの認識のもと、平成21年度に「魅力ある地元高校づくり推進会議」を立ち上げ、市、中学校、高校、PTAなどが集まり、現状と課題、その対策について検討を行いました。

市でも地元の高校は地域の財産であり、重要な拠点であり、高校の喪失は地元への愛

着を失い、地域の活力低下へもつながるとの認識のもと、県立高校であっても市が支援すべきとの考えに至り、会議の中で一緒に支援策を検討いたしました。

その中でわかったこととしましては、各高校では他に誇れるような特色ある教育が行われていますが、中学生、特に保護者に知られていないということでありました。

吉城高校については、進学校としてきめ細かな学習指導が行われており、県内でも高水準との評価があること。また、飛騨神岡高校は総合学科として卒業後の多様な進路にきめ細かく対応していること。部活動についてもロボット部が全国的にすばらしい活躍をしており、そのことで就職にも好影響が出ていることなど、各校の特色、強みがあるにもかかわらず、アピールがしっかりできていないということでございました。

そこで市では、両校の特色をアピールする場として、平成22年度から、高校と市が協働して進路講演会を開催し、市の予算により支援を行なっております。

講演会では、両校の学校説明と河合塾講師による教育講演会を行っており、併せて広報誌でも積極的に地元高校の特徴や取り組みなどをPRしてまいりました。

講演会は昨年度から、古川、神岡の2会場で開催しており、本年度は130人程度の参加がございました。また、昨年度からは高山市内の中学校へも呼びかけをしており、高山市からの参加者も増えてまいりました。

説明会に参加した方々からは、会に参加したことで「これまで知らなかった地元高校の強みや魅力がわかった」などの声が多く寄せられるなど、一定の効果が得られていると感じており、参加者の9割の方々からは「今後も継続すべきだ」との声をいただいております。

なお、このような市が県立高校に支援するという取り組みは、県内では珍しい取り組みであると聞いております。先日は熊本県菊池市議会からも視察をいただいております。

今後も少子化が進む中であって、両校の置かれた状況は厳しいものがあると思われませんが、これらの取り組みとあわせて、両校でも高校の魅力化に取り組むべく、それぞれ独自に事業に取り組んでおられますし、市といたしましても、地元高校の魅力をPRすることは重要であると考えておりますので、引き続き両校への支援と情報発信に取り組んでいきたいと考えております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○6番（後藤和正）

何で今、企画商工観光部長が答えられたかちょっとわからないですが、「他地域と同じにやっています」と言われました。そして、各校の特色を生かしていると言いましたが、今の答弁で一定の効果が小さすぎるように思うのです。大胆なプロジェクトを私は考えているのです。地元高校づくり推進会議があって、何で進展していないのか。成果が表れていないのか。今年は定員をかなりオーバーするのか。企画商工観光部長お答えください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、地元の進学率でございますが、古川中学校につきましては地元の高校へ進学する率が34.1%、これは平成24年度でございます。また、神岡中学校、山之村中学校におきましては78%。両校合わせて約48%の生徒の皆さんが地元の高校に入学している状態でございます。このため、約半分の進学される方をどれだけでも飛騨市内に多く入学していただけるように、情報発信ならびに地元高校のPRに努めているところでございます。

○6番（後藤和正）

情報発信とかそういうことではなくて、今年の定員オーバーとそれについて、また推進会議の進展と成果、それについてお答えください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、推進会議の進展でございますが、平成22年度に先ほど申しましたように立ち上げまして、現在は推進会議の中で両校のPRをさせていただいているということでございます。その中で、河合塾の講師の先生のお話等も行っていただいているということです。以上です。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

併せてお答えをさせていただきたいと思っております。このプロジェクトにつきましては、部長が答弁をさせていただきましたように、21年度に、20年度が各両校とも定員割れをしたということで危機感を持ちまして、この会議を発足したわけでございます。その中で企画のほうに置いた理由につきましては、教育委員会に置きますと事業の展開が教育的な視点の中でとどまるという判断のもとに、市全体として助成をするためには首長部局に置くべきだろうという判断のもとに企画に置いたわけでございます。

そうした中で、各両校の取り組みが始まったわけでございまして、吉城高校につきましては進学校としての魅力ある学校づくりを支援するという事で、当時から河合塾の先生に来ていただきまして進学の方針につきましてご説明をいただいております。

また、飛騨神岡高校につきましては地元の人材を輩出するんだという考え方のもとに、先ほどロボット部の話がございましたが、地元に着した生徒を輩出するんだということで、その取り組みの一つとして連携型中高一貫教育の実施も始まったわけでございます。その中で、後藤議員ご質問の海士町の高校の取り組みにつきましては、実際、私のほうも高校には直接伺っていませんが、海士町のほうに伺いまして、取り組み等につき

ましても検討をさせていただいたわけでございます。その結果としましては、海士町の高校の場合につきましては、県の教育委員会の応援といいますか、協力があって、県立高校の学校運営について海士町と一緒に実施をさせていただいたということでございます。当校につきましては、その辺も含めまして学校と相談をさせていただいたわけでございますけれども、現段階では県の教育委員会の教育の課程の中で実施をしていることございまして、さらにそこに行政が踏み込みまして大きな事業を展開するということまではできないということで、今年度につきましても部長が説明をさせていただいた枠組みにとどまっているわけでございます。今後につきましては後藤議員ご指摘のとおり、地元の二つの高校につきましては、ぜひとも地元に残したいという強い気持ちを持っていますので、今後県の教育委員会と相談をさせていただきながら、両校の魅力ある学校づくりにつきましては一緒に携えまして進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○6番（後藤和正）

この問いかけは、人口減少、少子化問題に向けた歯止めの重要な政策課題ですので、あと再質問はしませんが、この問題はみんなのやる気と郷土愛です。多種多様な角度から今、副市長がおっしゃたように検討を重ねていただきたいと要望し、次の質問に移ります。

スポーツ界だけではなく、日本中が大きく期待する2020東京オリンピックの開催が決定しました。今年の国体「スポーツ祭東京2013」も、ご当地東京はオリンピック招致効果で非常に盛り上がりました。

オリンピックは東京を中心にコンパクトに開催されますが、東京だけでオリンピックが終わってしまうのではいささか寂しいものがあります。ぎふ清流国体でも、スポーツを通じての地域振興に大きな成果が得られました。オリンピックでは、全世界に日本の魅力だけではなく、飛騨市の魅力を発信できるチャンスかと思っております。オリンピックが終わっても、飛騨市に残るものを今から考えていくことを提言します。

そこで、二つの点から質問させていただきます。1点目として、一昨日の新聞に飛騨3市1村の首長と県議で、古田知事に五輪をにらんだ事業などを要望された記事が載っておりましたが、オリンピックの事前キャンプ誘致について提案いたします。

幸いにして、ぎふ清流国体開催により、古川ふれあい広場や周辺の人工芝グラウンドも整備されました。世界の強豪チームの若手スターたちが飛騨市にやってくるのがかなえば、経済効果だけではなく子供たちの将来にとって大きな糧となるでしょうし、あの国、あの選手が黒内のピッチに立ったとなると、その後のキャンプ誘致にも良い影響が表れることだと思います。

古川町時代に日韓で開催されたワールドカップのとき、官民一体となってルーマニアの誘致活動を展開しました。惜しくもヨーロッパ最終予選でルーマニアが通過することはできませんでしたが、あれはあれで町民が千羽鶴を折ったり、バッヂやシールの作成

や和光園のお年寄りにマスコットを作っていたいたり、大変盛り上がりました。誘致活動は、飛騨市の元気、絆づくりにつながると思います。

既に山形県蔵王にある準高地トレーニングエリアでは、お祝いの横断幕を掲げ、文科省をはじめ関係各所に誘致に向けての猛烈な働きかけをしていると伺いました。また、岐阜県9月定例議会において高殿議員が、岐阜御嶽高原高地トレーニングエリアの東京オリンピックに向けた活用を古田知事に質問されました。知事は「全庁的に取り組んでいきたい。本エリアを国内外へ発信する絶好の機会だと考えている。本県が進めるスポーツ立県戦略の重要な柱として位置づけ、積極的に取り組んでまいります」と答弁されております。飛騨市も実行するには早い着手が必要ですが、スポーツを通じての地域振興について市長のご見解をお伺いします。

2点目には、世界に向けた観光アピールについてお聞きします。オリンピックで外国から日本へ多くの方が見学に訪れます。これをチャンスに飛騨へ足を運ばせることができなにかと思います。2020年、既に北陸新幹線で東京～富山間が2時間10分で行き来できます。また、東京へ進出しての観光PRも効き目はあると思います。

最近、飛騨里山サイクリングや、^{まちなか}町中で外国人の姿をよく見かけます。飛騨市の自然や生活文化は、外国人の好むところだと思います。古い町並みと、お寺や祭り文化、地酒や飛騨牛、最近のフグなどの食文化、三湿原やレールマウンテンバイク、観光ヤナ、山中和紙、和ろうそく等、まだまだ売りはたくさんあります。オリンピックの期間中に限らず、その直前、直後は狙いどころかと思われそうですが、プランを立てインターネット等も活用し、海外へ飛騨市の良さをPRできるビッグチャンスです。日本でのオリンピック開催を一過性で終わらせるのではなく、それを^{きっかけ}奇貨として観光アピールすることは必要だと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、ご質問2点目の東京オリンピックに向かって。1番目のキャンプ地誘致でオリンピック後に飛騨市に残るものを、についてお答えさせていただきます。

7年後の2020年東京大会に向けた準備が各地で始動しておりますが、開催直前にはさまざまな競技種目の参加国チームが全国各地で調整合宿をするとみられ、人気種目であるサッカー競技のキャンプ地となれば、知名度アップは後藤議員のご指摘のとおりだと思います。

振り返りますと、飛騨市のサッカーとの関わりは2000年高校総体と2012年ぎふ国体を開催し、また実現に至りませんでした。2002年日韓ワールドカップでのルーマニアチームのキャンプ誘致を行っております。近年の名古屋グランパスをはじめとするプロチームの受け入れ経験によって、キャンプ地としての実績は他より長じている

と思います。

このような中で、飛騨市は11月の「日本サッカーを応援する自治体連盟設立総会」に参加し、日本サッカー協会の小倉名誉会長から参加する各自治体に対し、積極的にキャンプ候補地として手を挙げてほしいとのご挨拶がございました。東京大会では男子16カ国と女子12カ国が参加し、多くの国が国内で最終調整を行うものと見込まれております。

実際にキャンプ地として名乗りを挙げれば、開催期間が7月24日から8月9日と最も暑い時期の開催となりますので、夜が過ごしやすという自然環境面での優位性と、手入れの行き届いた天然芝グラウンドの施設面での優位性は訴えることができると思います。

反面、受け入れ側としての言語対応や、外国人に対するさまざまなおもてなしサービスの向上を計ることが必要となり、何より地域住民の理解とルーマニア誘致のときのように民間主導による機運の醸成も必要となってきますので、関係の皆様と検討してまいりたいと思います。

続きまして、2点目の東京オリンピック開催で外国への飛騨市の観光アピールを、についてお答えいたします。オリンピック開催による経済効果を、さまざまなメディアや経済研究所が公表をしております。

一例として大和証券は「道路整備など国土強靱化で55兆円、観光業で95兆円の効果が出る。政府は年間1,000万人の訪日観光客を3,000万人に引き上げる計画を進めており、アベノミクスの成長戦略と重なり確実に伸びる」としております。

また、三菱東京UFJリサーチコンサルティングは「中部エリアの重要な成長戦略として昇龍道プロジェクトは十分なポテンシャルを有しており、東京オリンピック開催時には北海道や京都だけでなく、昇龍道プロジェクトでの優位性を首都圏と併せた外国人誘客観光が見込まれる」と予測しております。さらに「中長期的な経済効果でも昇龍道プロジェクトを展開する中部地域へは、中華圏および東南アジアの富裕層を中心に訪日客が継続して見込まれる」と推測しております。

このような状況の中で、いかに外国や外国人に飛騨市の観光をアピールしていくかが鍵となりますが、アピールするだけではなく実際に民泊や食事など、観光消費額を伸ばさなければ市としてのメリットは生まれてはきません。

現在、ホテル季古里が台湾、香港、シンガポールにターゲットを絞って海外誘客を進め、相当の営業努力によって実績を増やしております。行政といたしましては、季古里に続く民間事業者が現れて、外国人受け入れの収容数を少しでも増やしていただくように願うものでございます。

市では、外国人旅行者開拓支援事業補助制度を設け、宿泊事業者等が積極的に海外商談会に行っていただくように支援を行っており、東京オリンピックを見据えて今後は中華圏や東南アジアばかりではなく、欧米各国へも対応できるような受け入れの素地を広

めることが必要と考えております。そのために、カード決済や言語対応能力を高める施策を早急に展開し、そうした受け入れ体制を整えた上で飛騨市のPRを行いたいと思っております。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○6番（後藤和正）

今の答弁で、誘致については、自然環境、天然芝、いろんなメリットがあるので今後検討していくが、住民の理解、そして言語対応ということで、これはどこも同じになってくると思いますが、ぜひ検討してください。

昇龍道プロジェクトから中部地域に、そしてぜひ飛騨市まで足を運べるように考えていただきたい。

先ほど、アピールだけではだめ、外国人消費額を伸ばさなくてはならないと言われましたが、消費額を伸ばすこと、それ自体が私はアピールになるのだと言って、今後のことを将来的にアピールしてくださいということをおっしゃっております。ぜひ、このチャンスを生かしていただきたいと思っております。次の質問に移ります。

水源地域保全について。平成25年4月1日から岐阜県水源地域保全条例が施行されました。豊かで澄んだ水は、私たちの財産です。この水を後世に引き継いでいくためには、その源である水源の保全に取り組んでいく必要があります。この条例は、水源地域の保全のために土地利用が適正に地用されていることなどを目的としております。また、山林は公益的機能価値があり、水源涵養機能は洪水緩和と渇水緩和の非常に大きな、大事な働きをしております。ちなみに岐阜県の公益的機能の評価額は、水源涵養関連が約1兆2,000億円、山地災害防止関連約1兆円、保険給与関連約800億円、生活環境保全関連約500億円であり、合計約2兆3,000億円にもなります。

今年9月にソフトピアジャパンで開催された県主催の水源地域保全シンポジウムで、パネリストの一人、岐阜県水源地域保全審議会会長の日置郡上市長が、郡上市についてのお話をされました。郡上市は水源地域の指定が50カ所、10,935ヘクタールであり、県の全指定地域が51,000ヘクタールですので、郡上市だけで20%を超えます。また、郡上市で実際に起こった事例の中で、森林所有者が東京に出て子孫に相続され、ネットで販売されていたそうです。幸い県内の会社が購入されていたことがわかったようです。

保全条例は都道府県でも地域差が生じておりますが、2012年に最初に制定した北海道では、水資源保全地域の指定の結果、約半数が宛先不明でした。所有者がわからないということです。所有者の不明化で公共事業の用地買収や、土地の集約化、資源保全、納税義務者の特定等の懸念されるさまざまな問題が挙げられます。

農地の売買については、農業委員会での農地法3条の許可が必要ですが、山林についての売買は制限がありません。国の動きとしては、2011年4月に森林法が改正され、全ての所有権移転について事後届出が義務化されております。岐阜県の条例化

は11番目と早いほうです。

岐阜県の水源地域保全条例は、水源の保全のために特に適正な土地の利用を確保する必要があると認められる区域を指定するとして、指定に当たっては市町村や外部有識者からなる審議会に意見を聴いた上で、最終的に告示により水源地域の指定をするという内容であります。また、今年の10月からは事前届出制で、水源地域内の土地所有者が土地を販売する場合などに、その契約の30日前までに県への届出を必要とし、県がそれに対する適正な土地利用等についての助言、指導をするとしております。ここ最近では、市町村においても地下水保全条例などを制定する自治体が多数出始めております。

そこで、5点の質問をさせていただきます。1点目に、飛騨市の水源地域の指定箇所と面積を伺います。2点目として、水源地域の指定または事前届出制により、どのような効果が得られると考えますか。3点目、実際に山林が企業間の売買となる場合がございますが、それも含めて飛騨市において外資系で買われた山はありますか。4点目、外資規制が必要だと思われそうですが、市独自の機能的な条例化を考えてはいかがなものでしょうか。5点目に、以前裁判に至った宮川の山林について、その後転売されていると伺いましたが、その後の追跡調査はされているのか。以上、5点について答弁をお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

おはようございます。それでは、ご質問の水源地域保全についてお答えさせていただきます。

岐阜県水源地域保全条例は平成25年3月に制定され、4月1日より施行されています。

内容としましては、取水目的が水道水源で、河川自流水および伏流水から取水している森林を保全区域として指定するもので、対象森林は、取水地点に係る集水区域で、取水地点から原則として概ね2キロメートル以内の範囲を指定するものであります。

10月1日からは、水源地域内に土地を所有される方が、その土地を販売する場合や地上権を設定される場合などには、その契約の30日前までに県への届出が必要となり、県は届出をされた方に対して、適正な土地利用等について助言、指導を行います。なお、届出をしない場合や虚偽の届出をされた場合などには、勧告、公表や5万円以下の過料を科せられことがあります。

それでは、1点目の飛騨市の水源地域の指定箇所と面積についてですが、水道の種類別に上水道3カ所、簡易水道11カ所、小規模水道施設2カ所の計16カ所で、面積では1,227.61ヘクタールとなっております。

各町別の内訳は、神岡町が15カ所の1,172.12ヘクタール、宮川町が1カ所

の55. 49ヘクタールを指定しております。

2点目の水源地域の指定と事前届出制により、どんな効果が得られると考えられるか、についてでございますが、土地取引において事前審査が行われることから、外資系企業が参入する場合においても水源林の不適切な開発に対する一定の抑止力はあると判断されます。

3点目の飛騨市の外資系所有の山林についてですが、水源林ではございませんが、山林および保安林の一部に該当する事例があります。

4点目の外資規制の条例化についてですが、日本国憲法では財産権の保障を認めており、また民法上の所有権、ならびに、国籍を理由として差別的制限を否としたWTO協定との整合性からも、ただ単純に外国人であることを理由に土地取得を一律に制限することは難しいと考えており、現在のところ条例化までには至っておりません。

5点目の裁判に至った宮川の森林についての追跡調査についてですが、宮川町ニコイ高原の山林を対象として行われた所有権移転登記請求控訴事件につきましては、平成24年10月19日に判決が言い渡されたところです。これに伴い、同年12月11日に横井秀和氏から市へ土地代金の振込みを確認しました。翌年平成25年1月に当該土地の登記簿謄本を確認したところ、平成24年12月13日付で横井秀和氏は市から所有権移転登記を行い、同日付で第三者から抵当権設定がなされ、さらに、譲渡担保を原因とする所有権移転登記が行われていることを確認しています。

その後、この件につきましては弁護士相談を行いました。一審および二審の判決内容から考えて、自然環境破壊をする者でないという裁判所の所見であり、飛騨市に土地が戻ることはないとの見解でした。

また、平成25年7月にも土地の登記簿謄本の内容確認を行いました。平成24年12月以降権利関係の異動がないことを確認しています。以上でございます。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○6番（後藤和正）

再質問させていただきます。1点目の指定地域について、市も審議会を通したのでしょうか、提出、市の思いどおり審議会を通ったのか伺います。

また、10月からの事前届出制度の説明がありました。これは、そういった適用する売買があったときは、県ですが、手続き等県より委託され、事務処理は市もかかわるのでしょうか。現在のところ、そういう適用する売買があったかお尋ねします。これだけにしておきます。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

まず、事前に市の調査が行われたわけですが、うちも水道部局と検討を行いまして、県の指定に該当する部分につきましては、全て市の意見のとおり指定されているとい

うところでございます。

また、10月1日から施行でございますので、現在のところ事例等はまだ挙がっておりません。

○6番（後藤和正）

もう1回お願いします。3点目のお話ですが、保安林の一部が該当しているという、水源地域ではないけれども渡っている。これを説明いただきたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

今の点は3点目のご質問の中身だと思うのですが、面積につきまして約90万平方メートルということで、その中に山林が60万平方メートル、そして保安林が27万平方メートルというふうに含まれている1件の事例があるということでございます。

○6番（後藤和正）

それは、地域はどこで、外資系はどこですか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

地域は古川町数河地内でございます、外資系につきましては民間の会社でございますが、民間の会社の役員が替わりまして、その替わった役員の大体95%を外国人が所有するというので、山林だけではなくてその会社全体の財産が全てその会社に移ったというような状況でございます。

○6番（後藤和正）

ありがとうございます。先ほどの条例化は、私は差別化を訴えているのではなく、全体、外国人だけというのではなしに、そこはうまく含んだ形の条例のことを言っていますのでよろしくをお願いします。

また、宮川の山林についても追跡調査を先ほどしっかり答弁されましたので、今後もよろしく願いいたします。それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、ヘリによる救急搬送について確認したいのですが、去る9月10日に^{あちう}天生県立自然公園協議会、岐阜県防災航空隊、飛騨市消防本部による^{あちう}天生県立自然公園救急救助訓練が行われました。20代男性が腹痛を訴え、嘔吐を繰り返し、意識はあるが歩行不能の想定で、まずは現場から峠の管理棟へデジタルトランシーバー無線し、管理棟職員が携帯電話受信可能地点まで走って消防本部へ通報し、消防本部指令室から北分署へ出動指令を出すとともに、防災航空隊への出動要請を行う手順でした。ヘリを呼ぶのは、消防署員が傷病者の容態を確認してからで、またガイドの人が直接防災ヘリに傷病者を引き渡すことができないとのことであったと聞きましたが、県によると通報を受けた状況で消防本部からヘリの出動要請ができるということです。どのような決まりがあるの

かお尋ねします。署員の実見がなければ、ヘリを出動するに及ばない軽症での大げさ通報や誤報なども考えられます。また、署員が到着しなくても傷病者を搬送できれば、北分署から^{あも}天生の峠頂上までは40分もの時間を要しますので、ヘリのほうが早く到着すると思いますが、傷病者を一般人が約束のランデブーポイントに搬送して、署員到着前でもヘリに吊り上げられるのかお伺いします。

次に、負傷者または救急患者をヘリコプターにて搬送する場合についてお尋ねいたします。飛騨市では、平成24年にはヘリ支援出動が6件あります。今年は、9月までで既に7件に達しております。そのうち現場救急が4件で、出動後のキャンセルが3件となっております。岐阜県には県警の「らいちょう2号」、防災ヘリでは「若鮎Ⅰ号」、「若鮎Ⅲ号」と、また別にドクターヘリがあります。「若鮎Ⅱ号」は、ご存じのとおり2009年9月に奥穂高岳付近で遭難者の救助中、ホバーリングをしていて岸壁に当たって墜落し、防災航空隊員が3名死亡しております。このとき県警ヘリではなく、県の防災ヘリが出動したのです。後に出動機関の問題となっております。

先ほど述べました飛騨地域の知事要望の中にも、防災ヘリの飛騨地域常駐も含まれておりましたが、岐阜県では消防防災ヘリがドクターヘリ的運行をされております。そこで、その防災ヘリ、ドクターヘリ、また山岳救助や事故対応の県警ヘリ、要請機関とどのようなシステムになっているのかお伺いします。そして、傷病者をヘリで搬送する状況判断基準をお聞かせください。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔消防長 沢之向光 登壇〕

□消防長（沢之向光）

それでは、後藤議員の質問のうち4項目目の、ヘリによる人命救助について答弁をさせていただきます。

岐阜県が所有する防災ヘリコプターは、現在2機あり、そのうち「若鮎Ⅰ」は平成6年4月から、同じく「若鮎Ⅲ」は平成24年11月から運航を開始しており、複雑多様化するさまざまな消防防災業務に対し、県下22消防本部と連携して空からの救急・救助搬送や林野火災における空中消火活動など、日頃から大きな成果を上げてきております。

特に、地震など大規模な災害が発生し、建物の倒壊や道路の陥没、土砂崩れなどにより陸上交通が途絶したときには、ヘリコプターの高速性、機動性を活用して、消防防災活動に大きな役割を担うことが期待されているところでございます。

また、先の東日本大震災では、全国各地の消防防災ヘリコプターが地震発生直後から被災地に出動し、早期に上空からの情報収集活動を行ったほか、津波により孤立した被災者の救出や人員、物資の搬送などで活躍し、消防防災ヘリコプターの特性と利便性を大いに発揮したところでございます。

一方、ドクターヘリコプターは、救急患者の救命率の向上および広域救急患者搬送体制の向上を図る目的で、県が岐阜大学医学部附属病院を基地病院として、平成23年2月9日から運航を開始したものです。機内には救急医療用の資器材等を装備して、救急医療の専門医と看護師が同乗して救急現場などに向かい、その現場から医療機関に搬送するまでの間、傷病者に対し救命医療を行うことのできる専門の救急ヘリコプターであります。

岐阜県では、このほかに岐阜県警が所有する県警ヘリコプターがありますが、この県警ヘリの運航については、全て岐阜県警に委ねられており、市町村など他の機関が関与することは基本的にはできないこととなっております。

それでは、後藤議員の質問にありました防災ヘリコプターとドクターヘリコプターに関してお答えいたします。

まず、傷病者のヘリ吊り上げに署員の出向は必要なのか、とのことですが、ヘリコプターが空を飛び、また地上を離着陸することは気象条件やその場所の地理状況など、さまざまな条件をクリアして、安全管理には万全の体制で対応しなければなりません。したがって、傷病者をヘリコプターに収容するためには、先に現地に消防職員が駆けつけ、安全に離着陸できる場所の選定や傷病者の状態、吊り上げ場所の正確な位置や気象情報などを地上から逐一ヘリコプターと無線交信しながら対応しなければなりません。そのために双方のヘリコプターを要請する場合は、消防職員による支援隊の出動は、運航管理要綱の中で必須条件となっております。

先ほどの質問にもありましたが、仮に消防支援隊が現場に到着する前にヘリコプターが到着した場合でも、基本的にはその上空を旋回して消防支援隊の到着を待ち、地上からの安全性を確認した後に活動を行うこととしています。

次に、要請機関と連絡系統ですが、防災ヘリコプターの要請に関しては、岐阜県知事と県下の市町村長との間に「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」が締結されており、その中で要請者は市町村長および消防事務に関する一部事務組合の長ならびに消防長などとされています。したがって、ヘリコプター要請時の必須条件である支援隊の出動などが迅速に対応できる消防本部がその窓口となっており、実質的には県内の各消防本部の指令室から岐阜県防災航空センターに対し出動要請を行っています。

また、ドクターヘリコプターの要請に関しては、その運用要綱の中で「岐阜県下22の消防本部が岐阜大学医学部附属病院高次救命治療センターに対して出動要請を行うもの」と定められています。

次に、傷病者を搬送する判断基準ですが、防災ヘリコプター、ドクターヘリコプターの要請基準はその要綱の中で、項目ごとに事細かに定められていますが、救急事案に関する要請については、基本的に重症・重篤と思われる傷病者で、ヘリコプターによる搬送が、地理的にも時間的にも明らかに有利であると判断されるものとなっております。防災ヘリコプターの要請に関しては、このほかに山林火災や地震などの災害の項目が含ま

れています。

消防本部において、119番が入電した際に、実質的にヘリコプター要請の判断を行うのは指令課の職員ですが、通報内容では正確な情報が聞き取れないことが多々あり、判断に迷うことがあります。そういった場合は躊躇することなく要請することにしていきます。結果として途中で状況が変わり、キャンセルする場合もよくあるわけですが、一刻一秒を争って救命率の向上を果たすことが第一目的でありますので、要請先であります岐阜県防災航空センターや岐阜大学医学部附属病院ともに、要請した場合でも途中キャンセルありきの理解が十分得られており、消防本部としては、要請基準の細かい項目にこだわることなく、迷ったら一秒でも早くヘリコプターの要請を行うこととしております。

また、要請するヘリコプターの選択については、救急事案に対しては、基本的にドクターヘリコプターを第一選択とし、それ以外の状況であれば防災ヘリコプターを要請しています。

ご存じのとおり、飛騨市は山々に囲まれて、急傾斜地が多く存在する地域であり、消防機関が地域の住民に提供する救急医療サービスを隅々まで行き渡らせるためには限度があります。そんな中で、防災ヘリコプターやドクターヘリコプターの存在は、消防本部としても大変心強い存在で、今後も要請する状況が年々増えていくものと考えており、住民の安全・安心を担保するための重要でかつ不可欠な協力機関であると位置づけているところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔消防長 沢之向光 着席〕

○6番（後藤和正）

詳しくわかりやすい説明、答弁をありがとうございました。2点だけお願いします。

先ほどありました、とりあえず1秒でも早くということに要請して、キャンセルの場合もあると。今年の3件のキャンセルは何であったのかということと、もう1点は、そういう急いだ場合、ヘリが急きょ間に合わないとき、いっぱいとか。まだ、富山県は防災ヘリのドクターヘリの運行がされていないようですが、いざというときは他県、富山また北陸地方のヘリの要請ができるのかお伺いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□消防長（沢之向光）

平成25年4月から11月30日まで、当消防本部で防災ヘリならびにドクターヘリコプターを要請した件数は15件でございます。この15件のうち、キャンセル回数は9件でございます。このキャンセルが多い理由といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、途中キャンセルを恐れることなく1秒でも早く要請をするといったところに原因がございます。

それから、他県の防災ヘリコプターの支援は、ということでございますが、岐阜県防

災ヘリコプターは、常に365日要請すれば来てくれるものというものではございません。例えば、整備期間中であるとか、あるいは他の事案に出動しているといったことであると、岐阜県内の発生に対して対応ができない場合も当然ございます。そういった場合には、近隣の防災航空センターと相互支援対応が取れていると、確立されているということでございまして、そういった場合には岐阜県防災航空センターのほうから隣県の防災航空センターに対して要請されるものでございます。

ここ近々では、平成22年2月神岡町におきまして山林火災が発生した折に、富山県の防災航空センターが飛来をいたしまして、消火活動に従事していただいたという経緯がございます。

○6番（後藤和正）

さまざまな場合が想定されますが、今後も救助全般に対し改善しながら最良の方法をお願いし、最後の質問に移ります。

この質問に関しましては、前回の9月定例会において池田議員から、市内のトンネルや橋梁の安全対策は十分かという質問がございました。今回は、そのうちのトンネルに限ってお伺いします。

前回の川瀬部長の答弁では、市内には23カ所のトンネルがあり、飛騨市が管理するトンネルはそのうち大規模林道の飛越トンネル、農免農道の杉越トンネル、小鷹利トンネルの3カ所で、年に1度の電気、通信の保守点検を実施されていると答えられました。

この3つのトンネルは比較的新しいものであり、構造上も問題ないのだろうと考えます。しかし、今後に向けては劣化は避けられないものでありますので、安全上の点検管理はさらに幅を広げていかなければならないと思われませんが、今後に対しての点検調査についての考え方を伺います。

また、川瀬部長は1年前に起きた中部自動車道の笹子トンネルの天井板崩落事故を挙げておられました。愛知県でも平成23年8月に国道151号線の太和金トンネルで天井崩落事故があり、約150立方メートルの崩土が積もり、復旧まで長期間通行禁止となりました。これを受けて愛知県は、管理する58カ所のトンネルの緊急調査をしました。その結果、ひび割れからの漏水等の変状が見受けられたトンネルが27カ所もあり、専門技術者による詳細点検を実施したところ、対策が必要なトンネルが9カ所も判明し、直ちに補修工事に入りました。点検で異常が確認されなかったトンネルにおいても詳細点検を実施し、安全で効果的な維持管理を行うとしております。

定期点検は目視点検と打音点検がありますが、太和金トンネルの場合は背面空洞が原因で、コンクリートの裏側に奥行き2メートルの背面空洞と呼ばれる空間がありました。上側ですが。愛知県の調査では、7つのトンネルで背面空洞が見つかっております。背面空洞がある場合、地盤に圧力が加わると上にある空洞に向かって壁が盛り上がり、亀裂が入ると強度が低下し崩落につながります。愛知県では見つかった空洞を特殊なウレタンで埋める工事を行っていますが、費用もかかり今後の見通しが立たず、高度経済成

長期の負の遺産とまで言われております。

覆工表面調査の新手法では、変状展開図、レーザーによるひび割れの抽出、赤外線による表面の浮き、剥離の抽出があります。覆工背面調査では、地上部や内部からのボーリングや電磁波による探査があります。両者とも車線規制や通行止めを伴い、作業には延長が長く、多くの時間と費用を要します。覆工背面調査では、破壊検査のため構造物に悪影響を及ぼすことや、地下水の噴出もあります。劣化したトンネルでは調査作業の安全性も損ないます。

以上を述べましたが、人命を守る観点から飛騨地域、また長野県側の158号線のトンネルの状況や検査方法と、背面空洞はないのかお伺いします。

次に、県道稲越角川停車場線の河合町角川番場から大谷に入る所のカルバートについて質問します。

この県道は、角川と稲越を結ぶ唯一の道路です。このカルバートのトンネルは昔と見ますと電気が一つ付き、壁も白くなり明るくなりましたが、構造物は古く、大型車が通ると歩行者や自転車の通行が大変危険に思います。施工の際には山の状態がどうだったのか。最近では山留、法面工の施工技術も進んでおり、関電の排水処理も可能ですが、カルバートが必要であった施工の理由と施工時期、カルバート撤去が考えられないのかをお伺いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

トンネルの安全性について3点のご質問をいただきました。1点目の市が管理するトンネルの今後の点検調査についてお答えします。

平成24年12月の中央自動車道の笹子トンネルで起きました天井板落下事故を受けて、国、県、市の各道路管理者が点検、改修等を行い安全管理に努めているところでございます。

飛騨市では、大規模林道の飛越トンネル、神岡縦断農免農道の杉越トンネル、古川南部農免農道の小鷹利トンネルの3カ所を管理しております。

飛越トンネルは富山県との県境に位置し、トンネルの巡視、点検、清掃業務につきましては、富山県との維持管理に関する協定により、有峰林道の管理の一環として富山県が実施しており、協議の結果、来年度の点検実施箇所として、予算要求を行っているところでございます。

杉越トンネル、小鷹利トンネルにつきましては、比較的新しいトンネルであることから、補助事業を活用した定期点検を順次実施するよう計画してまいります。

2点目の飛騨地域・長野県158号のトンネルの検査とその状況について、古川土木事務所、高山土木事務所、長野県から回答を頂きましたので、お答えします。

古川土木事務所管内には管理トンネルが22カ所あり、そのうちで建設後5年以上経過したものが20カ所あります。

県では岐阜県トンネル簡易点検マニュアル（案）に基づいて、遠望目視や近接目視、および打音によるトンネル検査を実施し、トンネル本体のひび割れ、剥離、漏水状況など確認を行っております。

2カ所につきましては、現在補修を実施中であり、残り18カ所の点検結果につきましては、直ちに安全走行やトンネル本体の構造に問題のあるトンネルはありませんでした。

ただし、経年劣化等による覆工コンクリートのひび割れや、漏水など軽微な補修が必要であるので、今後、補修計画を策定し、計画的な補修を進めていくことを伺っております。

高山土木事務所管内には管理トンネル40カ所、建設後5年以上経過したものが38カ所あり、そのうち4カ所については補修を実施中で、残り34カ所については古川土木事務所と同様、直ちに安全走行やトンネル本体の構造に問題のあるトンネルはなく、軽微な補修を計画的に進めていくと伺っております。

また、長野県が管理する国道158号につきましては、管理トンネル21カ所あり、調査点検を平成23年、24年度に実施した結果、大きな問題のあるトンネルはなく、5年以内に6カ所の補修を行っていくと伺っております。

3点目の県道稲越角川停車場線のカルバートの施工理由と時期。撤去の可能性について、古川土木事務所から回答を頂きましたので、お答えします。

県道稲越角川停車場線のカルバートは、昭和49年に竣工しましたが、現在、竣工後39年経過しており、平成24年の点検で本体のひび割れ、剥離、漏水等が確認されました。そのため、平成24年、25年の2カ年に渡って補修工事を実施しているところでございます。

なお、施工の経緯につきましては、当時の関係者から、当該箇所は山崩れと雪崩が多く発生した箇所、地元からもその対策工事の要望が出されていた折、関西電力が山の斜面に沿って排水路を設置するために、カルバートを施工したもので、このカルバートが雪崩に対して有効に機能しているのではということでした。

カルバートの高さにつきましては、実際には建築限界を満足する4.5メートルであり、法的な高さ制限・規制は行っておりませんが、注意喚起のため高さ4.3メートルの看板にて表示をしていると伺っております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○6番（後藤和正）

今のカルバートの話ですが、有効機能されているという古川土木の話でしたが、歩行者への対応、対策はどのように考えられているのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

ただいまのご質問にお答えします。

ただ、古川土木事務所から直接今の歩行者のことについて回答を頂いておりませんので、古川土木事務所からの回答というよりは、現在の状況を見させていただいたところで、歩道関係の歩道があるという道路ではございません。そういう形で現在は、車のほうの通行の管理をしていただいている、通行可能であるということで認知している状況でございます。

○6番（後藤和正）

狭くて歩行者が歩くにはギリギリです。さっぱり青空になれば気持ちがいいと思いますが。

先ほどの点検については、補修計画が今後作成されたり、今補修中であるとか、安全上は危険なトンネル、今は直ちに危険だと言われるトンネルはないということで安心をいたしました。

構造物の面では大丈夫なのですか。古くはないのですか、稲越のトンネルは。カルバート。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

お答えします。カルバートにつきましては、先ほども説明させていただきましたように、竣工が49年という形になっております。それで、点検をした結果、軽微な漏水等がありましたので、現在現場へ行っていただくと実際には補修のほうは終わっておりますけれども、現地での補修業務のほうは完了しているという状況でございます。

○6番（後藤和正）

多方面からの調査ありがとうございました。安全安心の飛驒市が着実に構築されますようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔6番 後藤和正 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時52分 再開 午後1時00分 ）

た体験の館また体験サロンなどをつくり、高齢者の生きがいをづくりのために滞在型の仕組みづくりは考えられないでしょうかということですが。

皆様のお手元に配付しました、「飛騨市誰でも自主講座」企画募集という回覧板が、6日、金曜日に家に届きまして見ましたら、これは4年前ほどからされています自主講座の企画のものでございますが、平成26年1月14日の申込期限で、教育委員会の生涯学習課で出されたものであります。

これは、市民とその講師の方が楽しむ、趣味を生かす、そういうことが目的でございますが、私は一歩踏み込んで、そのことを通して町の中の空き家を利用してそういう体験の館がつくられないかということです。そしてまた、そこで作られた物を販売するというのも考えられるでしょうし、一歩踏み出せば、何かすばらしいアイデアが出てくるような気がしてなりません。

この3点「人」、「コト」、「モノ」についてお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 登壇〕

□企画商工観光部長（柏木雅行）

それでは、ご質問の観光事業についてお答えさせていただきます。

最初に飛騨圏域3市1村の観光入り込み客数につきましては、減少傾向にはございましたが、震災影響で落ち込んだ平成23年と平成24年の比較では圏域全体で67万人増え、徐々に増加傾向にはありますが、震災前までの入り込み客数には達していない状況でありますのでお願いいたします。

さて、近年「モノ消費・モノ価値」あるいは「コト消費・コト価値」といった言葉を聞きます。その意味はモノ＝（イコール）商品ですが、その商品が持つ表側に見られる価値ばかりではなく、商品が商品として成り立つ背景や裏側に潜んでいる部分にまで共感し「消費者は商品を購入する」傾向を指しております。

また、コト＝（イコール）行動サービスですが、そのサービスを受けることによって体感できる価値であり、快適性や充足感を得られる価値ばかりではなく、将来にわたり対価以上のサービスを期待して「消費者はサービスを購入する」傾向を指しております。

このことを観光に当てはめ、着地型旅行商品を提供する側、あるいは観光客を受け入れる側の言葉に言い換えれば、本物のモノ＝商品や、信頼できるコト＝サービスを提供すれば、必然と観光客や交流人口が増え、共感を得ることでリピーターの獲得や観光消費額の増加といった具体的な数字に表れると思います。このことを踏まえて、谷口議員ご提案の3つの視点から飛騨市の観光についてお答えさせていただきます。

1点目の「人」。友好親善都市づくりは考えられないか、とのご提案ですが、飛騨市の観光を内外にPRするためには、情報宣伝に頼る部分が大きいものがあると思っております。観光広告戦略によって雑誌、テレビなどメディアごとの広告効果の長所、短所、

エリアを絞るなど効果的なPRに努めております。また、情報ネット社会に敏速に対応するべく観光サイトへは、最新情報の提供とネット販売サイトでのPRにも努めております。

また、人的交流による観光PRとしては、現在、関東飛騨市会や東海飛騨市会、大阪岐阜県人会といった地元出身者が集われる会への出席と、防災協定を結んでいる東京都葛飾区の産業フェアへの出店、各地で行う観光キャンペーンで人的、物的交流を図り、飛騨市のPRを展開しております。また、この秋からは観光大使も委嘱して、積極的に飛騨市を宣伝していただいております。

そこで、議員がご提案されている友好親善都市との提携ですが、より深くより広く交流を深めることが期待できる反面、義務的な交流活動が発生することが考えられます。その都度、目的に沿った交流事業を行っていきたいと思いますので、現時点では特定都市との友好親善提携は考えておりません。

次に2点目の「モノ」。必ず食べられるものやお土産の開発を、についてですが、冒頭に述べました観光客や消費者に共感してもらえる、本物のモノづくりと飛騨の地域ブランドの造成は、観光振興や商業振興には欠かせない大事なことと認識しています。

現在「飛騨とらふぐ」がメディアに取り上げられ、飛騨でしか味わえない食の特産としての可能性を秘めております。また、議員からお示しのあった特産品のさらなる磨き上げや、自分たちが気付いていない、埋もれている新たな地域資源にも付加価値を加えて売れる「モノ」づくりが必要となっております。

現在、飛騨市では特産品ブランディングをいかに構築するかについても、まちづくり協議会から提案のありました「観光誘客まちづくり・地域活性事業策定業務」の中で検討いたしております。

最後に3点目の「コト」。滞在型のしくみづくりにつきましては、魅力ある着地型旅行商品を提供し、飛騨市での滞在時間を増やし、観光消費額の増加につなげる最も大事な仕組みづくりであると思っております。

岐阜の宝物である天生県立自然公園のブラッシュアップ事業を例にとれば、薬草を暮らしに活かす日帰りツアーなど5企画、女性限定トレッキング1泊2日ツアーなど8企画を商品化して実施いたしました。売り手側としては魅力ある商品、他地域にはない強みがあると認識して売った商品でございますが、現実には売れずに不催行となった企画が4企画ございました。

議員が事例として示されました体験事業など、市内にはさまざまな地域資源を有しておりますので、これらを生かした本物の「コト」、サービスを構築すべく、このことについても現在進めている観光誘客まちづくり・地域活性事業策定業務の中で、旅行リサーチの専門業者の外部視点を取り入れまして、本物の「モノ」商品と信頼できる「コト」サービスとなる旅行商品、特産品を開発してまいります。

〔企画商工観光部長 柏木雅行 着席〕

○12番（谷口充希子）

1点目の「人」についてでございますが、防災協定を結んでいる東京の葛飾区というお話がありましたが、一例を挙げますと隣の高山市さんですが、50年以上前からデンバーという所と友好都市関係を結んでおります。このとき私はお話を伺いましたが、50年前に高山市は国際都市にするんだというふうに、海外から観光客を呼ぶと言ったら、みんなに失笑されましたという笑い話のお話がございます。でも、着実に50年が経過した今、海外からの観光客が大変増えております。そのほかに中国の麗江市、ペルーのマチュピチュのウルバンバという国は今年の8月に提携されました。そしてルーマニアのシビウ市もありまして国外では4つ、そして国内では山形県の上山、福井の越前市、長野の松本市、神奈川県平塚市と、国内でも4つの都市と提携され、そして議員は4年間1期のうちに2回は訪問しなければならないということが規定されておまして、非常に自分の市以外の所の情報や体験を自分のものとして着々と進まれているということをお聞きすると、下呂市も同じように教育交流をされていますということも聞いております。

私たちの飛騨市は、やはり今まで葛飾区の防災協定ということは伺っておりますが、どの地域ともそういうことがありません。子供たちの将来に向かって夢をつなげるためにも、そのようなことは今のところ考えていないというお話しでしたが、前向きに市長、どうでしょうか、考えていただけませんか。市長にご答弁をお願いします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

このことにつきましては、私もそういった友好都市提携とか、いろんな形の中でやったらどうかというような思いも中にはあったときもあるのですけれども、高山の例を挙げられましたけれども、これだけのたくさん都市と提携を結んでみえる、このあとのお付き合いがどのようになっているかという検証というのも私は聞いてみたいと思っております。これだけたくさんのお付き合いをするのも大変かなと思っております。

また、友好都市提携を結ばなくても、例えばですけど先ほど季古里の話が少し出ましたけれども、季古里が台湾とか香港、シンガポールとの付き合いを深めておみえになります。私も先般は大阪へ行ったときには、大阪の領事というか台湾のそういった所へ寄らせていただいたり、東京の領事の方が飛騨へみえたときにはお会いをしたり、そしてまた先ほども出ました大阪の関係とか、いろんな所へ出かけたときにその都市、都市との付き合いというのは友好都市を結ばなくても、そのような付き合いをしっかりとさせていただいているのが現実でございます。その付き合いをさせていただいているおかげで台湾、香港、シンガポールの旅行者も増えてきているということもございまして、また国内においても飛騨がだんだんと表へ出かけているという実感を持っております。

谷口議員ご指摘の、今後の過程につきましてはどういった形になるか分かりませんけ

れども、そういった友好都市提携を結んでみえる市の現状というの把握させていた
きながら、検討をしてまいりたいというふうに思っておりますので、やるか、やらない
かというのは、そういったものを踏まえて考えていきたいというような思いでいると
ころでございます。

○12番（谷口充希子）

ぜひ、子供たちに夢を与えるために、やはり目標づくりというキーワードで友好都
市というようなものがほしいというふうに思って、次の質問の3点目の「コト」とい
うことでございますが、高齢者の生きがいをづくりを市長は重点施策に示されてお
ります。観光客の居場所を提供することや、地域の人々との交流の場づくり、これ
をキーワードとして一人一人地道な交流をしていくことによって、リピーターにつ
ながるといふふうに考えております。

私の周りにも「ぜひ、そういうことをやりたい」という人がみえます。そして、何
人かお友達に声をかければ「できる」といふふうに思っていられる方もいます。し
かし、その場所の提供をされるということがないものですから、例えば自分で空き家
を借りて何かをするといふには資金面で大変だということや、月々の例えばお借
りする代金が大変だということもあります。そういうことも前向きに考えていただ
いて、また飛騨市内には宿泊施設がたくさんございます。その宿泊者の方たちに夜
の1時間を楽しんでいただくといふようなことも考えて、やはりモノづくりのその
ものをメニューにして売るといふ、そういう考えでございますが、例えば高山のグ
リーンホテルは、夜の宿泊客に「さるぼぼ」を作るといふような実践をして見
せて、そして現実に作って持って帰られますといふようなことがあります。そうい
うことを申しますと、やはり山中和紙なんかの和紙作りには、例えば作って1
時間くらいで教えていただいて、小さな物ならできるといふようなことも伺って
おりますが、そういう「見せる」といふことも観光につながることを考えます。

先ほど申しましたように、その作った商品を「売る」といふその観点から申し
まして、もう一度前向きに考えていただけないか、部長の答弁をお願いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□企画商工観光部長（柏木雅行）

ただいまのご質問でございますが、3点目の「コト」滞在型の仕組みづくりで、
先ほども答弁をさせていただいておりますが、市内には本当にさまざまな資源が
ございます。その資源を今、まちづくり協議会の視点から観光誘客まちづくり・
地域活性化事業という業務を現在策定中でございます。その中で着地型コン
テンツの開発、販売、運営の検証をしていただいております。要は、先ほど天
生県立自然公園のブラッシュアップ事業で旅行企画を13いたしました
が、実際にはツアーが4企画不催行になったといふような例がござ
いますので、そういう商品に魅力があるのか、また販売方法に問題がないのか

等も検討しまして商品づくり、また議員おっしゃいましたモノづくり、見せる観光等も踏まえて現在まちづくり協議会も含めて検討をしておりますので、前向きに検討をさせていただきますと思います。

○12番（谷口充希子）

まちづくり協議会が今年の4月から発足して、なかなかスピードアップがされていないとか、市民に周知されていないような、見えてこないような感じがしてなりませんので、ぜひともスピードアップをお願いしたいと思い、次の質問に移ります。

児童虐待防止についてでございます。私がここに付けておりますオレンジのバッヂですが、ハッピーオレンジ運動とも言い、児童虐待防止のオレンジリボンのバッヂがその目印となっております。

皆様方、今朝のニュースでも取り上げられておりましたが、豊橋市で生後7カ月の鈴木望玲愛ちゃん^{みれあ}が脳の損傷により死亡したという事件がありました。この子供さんは双子の一人で、もう一人の方も亡くなられているということをテレビで言うておりましたが、脳を強く揺さぶったり、何かに打ち付けたりした容疑で捜査中でございますので詳しいことはわかりませんが、乳幼児揺さぶられ症候群というものがありまして、これはSBSと申します。厚生省や日本小児科学会は、暴力的な揺さぶりを虐待というふうに位置づけております。そういう事件でございますが、年々増え続ける児童虐待は暴力行為等によって小さな命が失われ、社会的問題になっています。

はじめに、児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクトこれは長時間放置しているということですが、それと心理的虐待の4類型に分けられております。その発生要因としては、親の要因、児童の要因、家庭の要因、社会の要因、これらが絡み合って起きています。よって、地域の中でいち早く見つけることが何よりも重要なことでございます。虐待の80%以上が実の父、母からのものがございます、という統計が出ております。

また、児童虐待防止法第6条第1項に通告義務があります。児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、福祉事務所もしくは児童相談所に児童委員を介して通告しなければならないというふうになっております。

次に、全国の児童虐待相談件数の推移は以下のようになっております。調査を始めた平成2年は1,101件。10年後の平成12年は17,725件。昨年、平成24年ですが66,807件となっています。これは全国の児童相談所での対応件数であり、水面下でのものを加えると異常事態となっています。この数値を見ると、本当に著しく増加しているということがよくわかります。

全国47都道府県のうち、岐阜県は昨年度の速報値で725件と21番目でございます。ワーストワンが大阪府、続いて東京都、人口が多い都市に集中しております。そして、ベストワン、つまり虐待が少ない県は鹿児島県が95件、続いて鳥取県103件となっております。市では、やはり都市部が多くなっている統計が出ております。

そこで、私たちの飛騨市の状況はどのようになっているか、5点についてお伺いいたします。1、市内の相談窓口はどこにあり、相談員の体制と、夜間、休日に電話が通じますか。また、内容的には近隣からの通報があったケースがあるかどうかお伺いいたします。2、支援体制として、児童相談窓口の専門職ならびに研修や配置状況をお尋ねいたします。3、学校や保育園から児童の相談と市役所への相談窓口との連携。つまり、縦割り行政ではなく、福祉担当と教員との情報交換はどのようにされていますか伺います。4、虐待された子供と、虐待した親に対するカウンセリングはどのようにされていますか。また、ここ5年以内の市内の児童虐待相談件数はあったのでしょうか。また、あったとすれば何件くらいでしょうか伺います。5番目として、平成23年4月1日現在、99.5%の市町村が設置している要保護児童対策地域協議会の内容をお尋ねいたします。以上、5点よろしくお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、谷口議員ご質問の児童虐待防止についてお答えいたします。

児童虐待につきましては、議員が述べられましたように大きな社会問題として取り上げられており、全国的には虐待件数、相談件数が1990年調査開始以来、22年連続で過去最高を更新している状況であり、岐阜県、飛騨圏域におきましても同様に増加の一途をたどっています。

しかし、飛騨市の相談件数につきましては、増加傾向にはあるものの、特に目立って増えてきたという状況ではありません。

厚生労働省では、児童虐待について虐待件数が特に増えたというのではなく、啓発活動により虐待への意識が高まった結果、子供相談センターへの通告や相談が増えたのではないかとこのように分析をしております。

飛騨市で虐待があった場合の対応については、対象児に関わる関係者、例えば医療機関、民生委員の方、学校、保育所などから、はじめに福祉課職員による訪問を行いまして、情報収集と事実確認をした後に、ケース会議を開きます。緊急性がある場合には、高山市にあります子ども相談センターへ相談、通告を行います。

子ども相談センターでは立ち入り調査を行い、必要であれば一時保護を行います。立ち入り調査の段階で、保護者からの抵抗の恐れや、生命の危険の恐れがある場合には警察へ援助依頼をし、立ち入り調査を行う体制を取っています。

それでは、議員のご質問であります各項目についてお答えいたします。

まず1点目に、児童虐待の相談窓口は、市民福祉部福祉課の福祉係でございます。担当は兼務ではありますが、男女2名で対応しています。夜間、休日については、市役所本庁の宿日直から、担当者に連絡がいく体制ができています。振興事務所につきまして

も同様です。近隣からの通報についてはありませんが、実態としましては、学校、保育園、医療機関、障がい者施設からの虐待の疑いの通報を受けたケースはございます。

2点目に、市では、児童相談窓口の専門職は配置しておりません。今ほど申し上げましたとおり2名の兼務職員で対応しています。また、知識習得のための研修につきましては、飛騨子どもセンターにおいて、飛騨圏域担当職員向けの実務研究会、これは事例検討会ですとか、アセスメントの研修、法律改正の説明等ですが、それに参加をして自己研鑽をしております。

3点目に保育園と相談窓口との連携については、年に2回、各園の園長が集まる保育園代表者会議におきまして、日頃子供を保育している中で、身体状況等で児童虐待の疑いがないかを観察していただき、適時情報提供をいただけるように連携を密にしております。

また、学校との連携につきましては、飛騨圏域共通の情報提供シートにより、学校、教育委員会、子ども相談センター、福祉課の相互間で月に1回、情報提供により共有を行っており、必要があれば個別検討会議も行っています。

4点目に、虐待された子供と虐待した親のカウンセリングにつきましては、飛騨子ども相談センターで行われますが、児童心理士、児童福祉司による両親面談、ペアレントトレーニング、子供への面談を行い、子供が安全に安心して暮らせるための指導を行っております。

飛騨市における虐待相談件数は、平成20年度6件、平成21年度4件、平成22年度9件、平成23年度5件、そして平成24年度は3件であります。平成25年度は、まだ年度途中ではありますが2件となっております。

最後に5点目の飛騨市では、要保護児童対策地域協議会を年1回やっております。この代表者会議の構成メンバーとしましては、飛騨子どもセンター所長、夕陽ヶ丘施設長、民生委員の代表、医師会長、歯科医師会長、保育園の会長の代表、警察、人権擁護委員の代表、校長会長、教育長、飛騨市担当が構成メンバーとしております。あと、そのほかに実務者会議を年2回、個別検討ケース会議を年15回程度、そのほかに発達支援センター会議を12回行っております。会議の目的は、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うこととあります。

会議の内容は、代表者会議におきましては、要保護児童等の支援に関するシステムの検討、実務者会議からの活動状況の報告と評価を行います。実務者会議では、要保護児童の実態把握、啓発活動。そして、個別ケース検討会議につきましては、要保護児童の支援および援助、あるいは介入を行っております。以上、よろしくお願いたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○12番（谷口充希子）

非常に丁寧な答弁で、また件数が飛騨市では少ないというふう感じられて、非常に安心しております。しかし、これは本当に実の父、母からによるということが80

数%ということは、非常にデリケートな問題でございまして、気が付くまでに時間がかかると思いますか、皆さんが見守りとして気を付けなければならないなということを思い、この児童虐待についての質問は終わらせていただきます。続いて3番目の、少子化対策の一環というふうに題してお尋ねいたします。

午前中、中嶋議員が子育て支援についての質問をされましたが、私は、子育てする以前の女性の不妊とか、男性の精子の状態改善などについてという内容のことで、子供を産めるか産めないかというような観点から質問させていただきます。

はじめに、飛騨市として少子化対策に対しさまざまな施策をされておりますが、これは市民にとってとても有り難いことで、特に第3子目の保育料無料は喜ばれているという声を聞いておまして有り難いこととございます。

さて、国においては少子化危機突破タスクフォースという部会がありまして、決定した提案の大きな柱の中には、結婚、妊娠、出産支援であります。その中で、妊娠、出産に関する情報提供、啓発普及という項目を掲げております。これは、妊娠、出産等について、女性、男性ともに適切な時期に正確な情報を行う、多様な情報充実に図るというものであります。

一方、厚労省ではこの7月30日、不妊治療助成に年齢制限を設けました。このことは、まだ一般市民には広く知られていないかと思いますが、内容を申し上げますと対象を43歳未満と発表し、加齢とともに体外受精での出産成功率が減っていて、32歳までは約20%、40歳で7.7%、45歳で0.6%に落ち込むことや、高齢妊娠は流産や合併症のリスクが増えます。43歳以上では、50%が流産というデータが出ております。

総じて晩婚化が進む中で、卵子の老化や高齢出産の母体リスク、精子の状態改善などについて、女性、男性ともに若い時期から正しい知識を知っておく必要があります。

一般的には芸能人など的高齢出産、45歳で出産したというような報道が多くされている関係から、何歳になっても子供を産めるというように錯覚しているというような状況もあります。

川崎医科大学産婦人科の宋先生は、患者さんから「卵子の老化を、誰も教えてくれなかった」という言葉を聞き、妊娠や不妊教育の大切さを述べられております。また、昨年2月14日のNHK「クローズアップ現代」と、6月24日のNHKスペシャルの2つの番組で、産みたいのに産めない、卵子の老化による不妊が問題となって取り上げられておりました。これは、女性の社会進出と不妊大国日本の縮図のような番組でございまして、すごく興味がありました。

このことを前提に、2点についてお尋ねいたします。飛騨市においては、いつごろの時期に卵子の老化や高齢出産の母体のリスクを、どのように教えているかお伺いします。2点目、今後のさらなる正確な情報提供の方針をお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、3点目のご質問であります少子化対策の一環について、まず1点目のいつごろ、どのように教えているかについてお答えいたします。

情報提供の機会として日本家族計画協会では、成人式、高校の卒業式、大学の入学式および卒業式等が最適というふうに言われております。

飛騨市では、平成25年1月の成人式より「卵子にも老化があります。意外と短い妊娠適齢期」について説明をしております妊娠等に関するチラシを、出席者全員に配布しており、平成26年1月の成人式にも引き続き配布するよう準備しております。

市におきましては、現在このチラシ配布のみの情報提供ではありますが、飛騨圏域の中では、他の市村に先駆けた取り組みとなっております。

次に、2点目のご質問であります今後のさらなる正確な情報提供の方針についてお答えをいたします。

毎年1回、飛騨保健所主催によります飛騨地区の各高等学校の養護教諭と各市村の保健師、保健所職員等によります連携会議が開かれております。養護教諭の方々に対しまして、「卵子の老化」や「不妊症」についての情報提供が保健所のほうからなされておりますが、現状としましては、各高等学校において生徒を教育できるまでには至っていないということが、養護教諭の先生から聞かされております。

晩婚化は、飛騨市に限定した問題ではないことや、高等学校卒業後は、広く情報が行き届きにくいことから、高等学校での学習の実施について、県の教育委員会、そして高等学校校長会等につなげていただけるように今、飛騨保健所をお願いをしているところであります。各高等学校での性教育講話の中に取り入れていただけることを期待しております。

今後も議員ご指摘のようなことがございますので、さまざまな機会を捉えて、妊娠の適齢期について知識の普及に努めてまいりたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○12番（谷口充希子）

25年の成人式に伝えられたということと、そして26年の成人式にも妊娠適齢期があるというお知らせをしていただくということはすばらしいことで、これは県下でも先進的な取り組みだなど、私は今うれしく喜んでおります。

そして、こういうふうな卵子の老化や高齢出産の母体のリスク、特に女性に関わることなのですが、そういうことを社会全体で考える。こういう知識を伝えること、情報を知らせることが何よりも重要だということを私は感じておりますが、ここで一子子供を

産まないという社会の女性進出の中に、そういう選択もございます。それを何も否定するものではございませんが、ぜひとも少子化対策の一環として、ますます飛騨市に住まわれる市民の皆様方が情報を知っていただき、共有していただき、この少子化対策の一環とさせていただきたいというふうに思い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

〔12番 谷口充希子 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時43分 再開 午後1時44分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、引き続き会議を再開いたします。次に8番、菅沼明彦君。

〔8番 菅沼明彦 登壇〕

○8番（菅沼明彦）

議長の許可を得ましたので、飛騨市「水害・地震・火山噴火灰」防災対策について、5点ほど質問をいたします。ちょうど睡魔が襲う時間になりました。そういうことで、本当に皆さん対策をしていただいております。お聞き願えれば有り難いと思います。

本当に今、自然災害が相次ぐ昨今でございます。防災対策の重要性が高まっています。特に飛騨市は、平成16年10月、台風23号の降雨により宮川、河合方面で半孤立した地域が発生しました。

ゲリラ豪雨での降雨量は、1時間あたり100ミリ以上の場合もあります。国道41号線、360号線も雨量規制で通行止めになりました。先般、11月18日、太田国土交通大臣に金子一義先生、市長、市議会議員とも陳情に出向きましたが、生活道路が断たれることは市民生活に極めて重大であります。また、大きな地震が起こると、大規模な山崩れや土石流による壊滅的被害も想定されます。

先日、11月26日、午前9時04分、高山市、下呂市で震度3、12月1日には高山市で震度2の地震がありました。

日本は火山列島といわれるように、地震、断層帯の多さから予期せぬ大災害を引き起こす危惧があります。

東海、東南海、南海地震等、100年、200年周期での大地震が想定されています。飛騨の北部地域では、跡津川断層系、御母衣断層系、南部では阿寺断層系の断層活動に注意を払う必要があります。

宮川にある池ヶ原湿原、河合と白川の境界にある^{あもう}天生湿原は、跡津川断層の上に位置しており、どちらも断層運動により形成された湿原であると言われております。

古い大規模な建物には、耐震診断を義務付ける改正「耐震改修促進法」が施行されました。今回、耐震診断を義務付けられたのは1981年以前の古い建物であり、今同報無線で毎日、耐震診断の放送が流れております。しかし、ダム等の耐震診断の情報公開は、私が生まれてからあまり聞きません。巨大地震が、いつか飛騨市を襲う日が来るかもしれません。ダムの強度、防災訓練等を確保することは、減災に向けた不可欠な一歩であります。

岐阜県、長野県県境に位置する活火山「焼岳」、現在も噴煙を上げております。大正4年水蒸気爆発を起こし、梓川をせき止めて大正池をつくりました。

このように、水害、地震、火山噴火等、飛騨市の近辺には災害の源が存在しています。改めて、今以上に飛騨市が抱える防災対策機能の向上、対応が望まれます。市民の声として、5つの質問をいたします。

1つ目、活火山である焼岳が大噴火すると、特に降灰後の土石流、泥流、火山灰等、事態によっては上宝地区、市内、神岡地区にも重大な被害が想定されるという資料の提出がありました。長野県、岐阜県に注意を呼びかけるよう専門家は言っております。

まず質問です。周辺地域、行政、県域を越えた監視体制、対応はどのようなのか伺います。

2つ目、他市町村との災害時相互応援協定は考えていませんか。先ほど、谷口議員も相互応援、友好都市のお話がありましたが、平成16年12月21日、飛騨市と東京都葛飾区と災害時相互応援協定を結んでいます。いまだ9年たっても他の市町村との災害時相互応援協定はゼロでございます。

高山市は、災害時応援に基づく他市災害時相互応援協定を、越前市、富山市、松本市、平塚市、小松市、篠山市、蒲郡市と相互応援協定を締結されています。友好都市提携を含め、観光、防災、災害協定など積極的に進めてみえます。このことは、結果的に親睦関係を深めることとなり、観光と交流人口増など活性化促進に大きく寄与しているということです。

また、下呂市は石川県宝達市志水町、それから先日11月20日に知立市と調印されました。飛騨市の考えを伺います。

3つ目、戦後復興を進めるために飛騨地方は集落の水没など、尊い犠牲の上にダムが建設され、50年を超えております。平成16年の大水害の教訓もあり、災害をより増大したダムとの関連性も叫ばれておりますが、ダム本体の耐震性など市民には不安材料があります。

飛騨市には、宮川水系の角川ダム、これは昭和30年。坂上ダム、昭和28年。打保ダム、昭和28年。それから、高原川水系には浅井田ダム、昭和17年。新猪谷ダムなどがありますが、特に河合町にはロックフィルダムの下小鳥ダム、これが昭和48年に

できております。聞くところによりますと、昭和年代、庄川上流で数日間雨が降り続いてダムが満杯になった状態の中で、ロックフィル方式ダムの放水がなされ、緊急放水ということで放水路の激流により、周辺の電柱が波しぶきで根元が洗われ、倒れたという状況があったとお聞きしました。また、下流においては鉄砲水水害となって被害が発生したということですが、特に今の高岡市の大門町ですかね、あの辺が大変水害に遭ったというふうにお聞きしております。

本市でも、ロックフィルダム下小鳥ダムがあります。もしも、決壊したならば、河合地区、宮川地区は壊滅的な被害が想定されます。ダムが決壊しないということは言い切れません。決壊した場合のシミュレーションを作成してあると思いますが、3点質問いたします。

水力発電ダムの安全管理は具体的にどのように、法律上も実施されているのか。各ダムとの緊急連絡時、市の連絡窓口、情報伝達等、災害対策室はどのような組織図になっているのか。3つ目、重大事故発生時を想定した合同訓練、連携確認や課題等を、関西電力、北陸電力と市が取り組んでいるのか伺います。

4つ目、丹生川ダムが去年動きかけましてから、荒城川の水量は本当にコントロールされております。今年は夏場、雨が少ないということで、いつも古川小学校の前の川が枯れるわけですが、今年は本当に順調に流れておりました。

平成16年、先ほども言いました23号台風時、飛騨市は甚大な被害に見舞われました。もし、高山市、特に清見地区、川上川でございますが、そこに治水多目的ダム等があればと単純に思うわけでございます。極論で言いますと、高山地区の雨水がストレートに宮川に集中するということでございますが、本当にこんなゲリラ豪雨の事態になったとき、果たして今の荒城川、宮川がもつのかという心配がありましたので、一つ質問をいたします。

高山地区、清見地区など地形的なこともあります。ダム建設の必要性を国、岐阜県に陳情できないか、市長の見解をお伺いいたします。

5つ目、先般の定例会でも籠山議員が発言されましたが、飛騨市には土砂災害の恐れのある区域がたくさんあります。特に旧古川地区、旧河合地区、旧宮川地区、旧神岡地区、段階的に指定されておりますので、こういう質問をさせていただきますが、この多くの土砂災害特別警戒区域、別名レッドゾーン、土砂災害警戒区域イエローゾーンがたくさん指定してあります。ということで、3点質問をさせていただきます。

土砂災害特別警戒地域の砂防堰堤、それから砂防ダム等の建設進捗状況はどうなっているか伺います。

砂防対策事業の進行によって、レッドゾーンの解除地区はありますか。あれば、指定区域の解除の扱いはどうなっているかお伺いいたします。

土砂災害特別警戒区域レッドゾーンは、地区のイメージダウン、地価の下落、建物の規制など、さまざまな財産価値の減少につながっております。解除、あるいは指定ダウ

ンにどのように対応されるのか伺います。以上、お願いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

飛騨市「水害・地震・火山噴火灰」防災対策について、詳細には9件の質問をいただいておりますが、私からは5件の答弁をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

第1点目でございますけれども、焼岳火山噴火対策について周辺地域、行政、県域を越えた監視体制、対応はどうかとのお質問ですが、焼岳周辺には、気象庁、大学、国土交通省などにより各種の監視、観測施設が設置され、監視体制がとられております。

国土交通省神通川水系砂防事務所では、高原川上流の平湯川および蒲田川流域において降雨や火山噴火などに起因する土砂移動現象を的確に把握し、迅速な土砂災害への対応を行うことを目的に監視カメラ、土砂移動検知センサー、雨量計など監視観測機器の整備が実施されております。

平常時には、焼岳火山噴火対策協議会により火山防災対策に関する情報交換を行っております。また、噴火時には気象庁より噴火情報等が関係機関へ伝達され、飛騨市の場合、岐阜県の消防防災部局より情報が伝えられてきます。

協議会は、国土交通省、環境省、林野庁、気象庁、岐阜県、長野県、高山市、松本市、京都大学、信州大学のほか、高山市および松本市の観光協会、交通事業者、旅館組合などで構成され、焼岳火山防災計画に基づき、定期的な協議会の開催を通じて火山活動に関する情報の共有が図られるとともに、火山防災訓練の実施などを通じて防災体制の強化が進められております。

飛騨市は、今年6月協議会会員として構成メンバーに加わり、7月に高山市で開催されました協議会に出席しました。当日は、構成団体のほか、オブザーバーといたしまして内閣府、気象庁地震火山部火山課、陸上自衛隊第35普通科連隊からも出席されております。

協議会では、噴火警戒レベル発表時の防災行動や噴火警報発表時の各関係機関の役割が定められており、飛騨市は広域避難対策支援を行うこととなっております。

今後、協議会関係機関と連携し、的確な情報収集と情報共有を図るとともに、防災体制強化に努めてまいりたいと思っております。

2点目、他市町村との災害時相互応援協定の考え方はどうか、とのお質問でございます。

自治体間の災害協定につきましては、議員が申されましたようにベースには、姉妹都市や友好都市の提携が基となっているものが多いのではないかと考えております。合併

前の旧町村時代は、それぞれ姉妹都市などの提携を行っていましたが、合併を機に一旦提携関係を白紙に戻しており、飛騨市になってからは、先ほども質問でありましたけれども、今までに提携に至った事案はありません。

一方、葛飾区との災害時相互応援協定は、広域災害が発生したとの想定で近隣自治体も同様に被災し、救援要請ができない状態での応援先として締結しているところです。

自治体間で締結されている主な協定内容は、被災者の救助、資機材および食料などの物資提供、応急復旧活動支援などとなっており、これらの項目については、本市は県および市町村災害時相互応援協定を結ぶ中で、被災時にはお互いに助け合うという互助の精神に基づき万一の被災に備えているところです。

また、消防相互応援協定は、高山市、富山市および南砺市の3市と相互間の消防力を駆使して、災害被害を最小限に抑制することを目的として締結しております。過日、神岡地内で起きました工場敷地内の高所火災発生時には、富山市消防局へ高所放水車両の出動要請を行い、効果的な消火作業により、沈火に至った事象は記憶に新しいところです。

本市といたしましても、葛飾区以外の自治体との応援協定が必要かどうかについて、他市の実態例を踏まえた調査、研究をしていきたいと思いますが、協定の実態が友好親善の振興や交流人口による地域活性化であれば、災害相互応援協定とは切り離し、別の観点から検討してまいりたいと思います。

3点目、水力発電ダムの安全管理は具体的にどのように実施されているか、とのご質問でございますが、ダム施設の安全管理につきましては国ならびに所有者の電力会社において行われていることから、概要論ではありますがお答えさせていただきます。

ダムは重要構造物と位置づけられ、常に水を貯留していることから、ひとたび決壊するような事故が起これば甚大な被害を引き起こします。このため入念な調査、設計を踏まえた上で、高度な技術と細心の注意を払って建設されるとともに、常日頃から目視による点検はもちろん、変位量、漏水量および揚圧力など各種データ計測を実施し、堤体および基礎地盤の安全管理に万全が期されているとのことでした。

具体的な安全管理の手法など詳細については、分かりかねますが、ダムは経産省の監督下に置かれ、毎年施設の維持管理に係る業務監査により、施設ハード面の安全管理が行われているとのことでした。

一方、ダムの取水放流については、国交省の指導のもとダム運用規則を遵守し、対処を行っているとのことでした。

このように国はそれぞれの省庁を介して、厳格な管理、指導体制の下、ダムの安全性を確保しているとのことでした。

4点目、各ダムとの緊急連絡時に、市の連絡窓口、情報伝達等の災害対策室はどのような組織図になっているか、とのご質問でございますが、異常事態が発生した場合の緊急連絡先につきましては、まず市役所総務課へ連絡が届くことを事業者と申し合わせて

おり、市は直ちに市地域防災計画に基づき市災害対策本部を立ち上げ、事態の把握に努めるとともに、市民などへの危機管理情報の伝達をはじめ、応急対策業務の迅速かつ的確な行動を開始することになっています。

また、事態の重大さによっては、県をはじめ各関係機関との連携を図り、危機管理に対し万全な防災体制への構築を行うことになっております。

5点目、重大事故発生時を想定した合同訓練、連携確認や課題等を関西電力、北陸電力と市が取り組んでいるか、とのご質問でございますが、電力会社との連携について、関西電力からは、地震に対するダムの安全性は確保されており、ダムが決壊した場合のシミュレーションは行っていないが、今後引き続き得られる新しい知見を踏まえながら、設備の安全性について確認していくと聞いております。

なお、関西電力とは、これまでも防災上の相互連携に重点を置いた合同訓練として、今年の秋季に河合町で行った市の防災訓練への参画をはじめ、ダム施設での油流出時訓練など、さまざまな危機管理場面を想定し、相互連携における手順の確認を行っております。

また、東日本大震災の教訓を受け、昨年度からでございますが年1回地震・水害等における大規模災害時の連携強化を図る目的で、事務局レベルでの会議を持つこととしており、各種災害へのきめ細かな対応について、今後も幅広く協議、調整を図ってまいりたいと考えております。

一方、北陸電力とは、神岡消防署との情報伝達訓練を実施し、災害有事に備えております。また、本年度から神岡振興事務所へは油流失防止訓練実施についての案内をいただいております。今後、さらに連携を密にした訓練を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

◎議長（内海良郎）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 登壇〕

□基盤整備部長（川瀬智彦）

4項目目の高山地域、清見地域などダム建設の必要性についてお答えします。

昨年6月7日に念願でありました丹生川ダムが運用開始されました。このダムは、事業主体が岐阜県と共同事業者の高山市によって施工されましたが、このダムの完成は旧古川町、国府町、丹生川村にて荒城川流域連携会議を立ち上げ、積極的に丹生川ダム建設をはじめとする治水・利水対策を推進してきた結果と考えています。

本ダムの目的としましては、荒城川の水害防止や渇水時における河川流量の安定化および高山市への水道用水の供給を目的とした多目的ダムで、竣工後河川水位の急激な上昇もなく、今夏の渇水に対しても安定した水量が放流され、市にとって非常に効果のあったものと考えております。

また、岐阜県においては宮川水系の治水ダムとして、高山市大島町地内の^{だいほちが}大八賀川に洪水調整、流水の正常な機能維持を目的に、有効貯水容量385万立方メートルの整備を計画されています。現在、検証対象ダムとして流量観測調査、水質調査を実施していると伺っております。

さらに、平成16年災害においては、本市においても甚大な被害を受けましたが、その後当時の雨量に対して床上浸水が解消されるよう、宮川水系災害復旧助成事業によって18.8キロメートルが整備されました。現在は、宮川本川の治水対策として古川工区と高山工区で整備を進めていただいております。

上流域には広大な高山、清見地域があり、近年は局所的な豪雨が降る異常気象が続いておりますので、市としましては、流域住民の生活と生命を守るため、今後も本川の流下能力の向上やダムによる洪水調整等の治水対策を進めていただくよう、県に対しまして引き続き要望してまいります。

引き続きまして、5項目目の飛騨市の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域について、3点のご質問をいただきました。1点目の土砂災害特別警戒区域の砂防堰堤等の建設の進捗についてお答えします。

岐阜県の施工で平成22年度に古川町高野地内の高野川の砂防堰堤が完成し、今年8月には古川町袈裟丸地内の^{ほんどうぼら}本道洞の砂防堰堤が完成しました。また、神通川水系砂防事務所の施工で神岡町堀之内地内の^{ほりのうち}小洞谷の砂防堰堤が、今年度完成予定と伺っております。

現在事業中の岐阜県の砂防事業箇所は、古川町袈裟丸地内の岡前谷、古川町中野地内の七郎谷、宮川町牧戸地内の牧戸谷、河合町稲越地内の^{だしがたに}出しヶ谷を、急傾斜地崩壊対策事業箇所は河合町角川地内の池田を実施中です。また、神通川水系砂防事務所の砂防事業箇所は、神岡町江馬東町地区の寺ナギを実施中で、飛騨市においては古川町下野地内の下野急傾斜地崩落対策事業を実施しております。

2点目の砂防対策事業の進行によるレッドゾーンの解除地区についてお答えします。

現在、解除地区はございませんが、砂防堰堤が完成した高野川、^{ほんどうぼら}本道洞につきましては、今後、一部または全解除に向けた手続きが進められます。

3点目の土砂災害特別警戒区域の指定についてお答えします。土砂災害特別警戒区域の指定は、土砂災害から住民の生命および身体の保護をするために、土砂災害防止法が平成13年4月から施行され、土砂災害が発生するおそれのある地区を明らかにしたものであります。

また、この指定により、この区域の中での警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれのある土地の区域では、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造規制等の防災対策が行われております。

市としましては、市民の安全確保のため、土砂災害に対する必要な情報を市民に周知し、円滑な避難体制を確立していくとともに、国、県による危険箇所の安全度を高めて

いく対策事業をさらに進めていただくよう、要望してまいりたいと考えております。

〔基盤整備部長 川瀬智彦 着席〕

○8番（菅沼明彦）

ありがとうございました。私たちもわからないことがたくさんありまして、本当に丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。若干、今の1番から5番までの質問に対して再質問をさせていただきます。

まず、焼岳の関係でございますが、いろいろ大学、国土交通省、県、長野県等々含めて対応してみえるということでも有り難いと思っておりますが、せめて飛騨市、特に神岡地区の皆様には、こういう情報を毎年何かの形で伝えてみえるのか、みえないのかお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□総務部長（小倉孝文）

お答えいたします。先ほども答弁いたしましたように、今年の6月から本協議会に加入したということで、いろいろな資料がいただけます。今後につきましては、神岡につきましては自治会もございますので、その場を借りて情報を提供してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○8番（菅沼明彦）

ありがとうございます。そういうことで、どれだけでも情報を皆さんに伝えるようにお願いをいたします。

次に、2点目の相互応援協定でございますが、いろいろお話がありました。消防関係の相互応援は、たくさんやってみえるということでお話を聞かせていただきましたが、特に飛騨市は、今の東海北陸道、それから平湯を越えて安房^{あほう}へ抜ける道路、富山方面へ抜ける41号、360号ということで、何か飛騨市が災害に遭ったとき、大体4地区といますか、から応援が向かってこられると。もう1本、夏場であれば360号の白川方面からも応援隊が入ってこられるということで、やはり昔の戦国時代ではございませんが、いろいろ道路を通じてお互いに助け合う道ではないかと私は思っております。そういう中で、できることなら今ここに何本も道がありますので、それに位置づけて各方面との協力体制、先ほども言いましたように災害時だけではなく、いろいろ今の防災、観光それから人間の交流等含めてお願いできないか、再度お聞きいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

今ほど菅沼議員から道路の話が出ました。やはり、災害が起きたときに道路が全部、今の状態ですと止まってしまうような道路ばかりということでございます。早く言えば、この道路の整備というのは、本当に喫緊の課題だなということも、こういったことから

もわかると思います。道路整備につきましては、何かのときに通行止めになるような道路ではなく、いつでも入ってこられるような道路。平成16年度の際にも自衛隊に要請をしましたら、道路が全部寸断されまして国府町までしか入れなかったというようなことも実際あったわけでございますので、これからそういった道路整備につきましては、引き続き力を入れていかなければならないと思っております。

そんな中で、いろんな防災の協定でございますけれども、やはりまず飛騨地域以北がどうなるか。岐阜県がどうなる。隣の県はどうか、というようなことも含めて、これから道路整備も含めながら、それに伴いまして応援協定をどうするかというようなことも含めて、しっかりと検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○8番（菅沼明彦）

ありがとうございます。本当にせっかく今の市町村があるということで、お互いにやはり情報交換をする、また人間の出入りをするということを先行してやっていただきたいと思っております。では、3番目のダムのほうへ移ります。

先ほど今の国、所有者それから県、いろいろお話を伺いましたが、一番私が気にかかったのは、情報が市へ届いていないというのではないかというふうに承ったわけですが、やはりこの崩れないという神話は有り難い話ですが、それを信用するわけにはいかない時代ではないかなという中で、今の耐震検査をやるのは会社、またはほかの会社のいろいろ都合の会社ではないかと。それから、せっかく自分の会社で造ったダムを検査するということ自体、何か知らないけど私たちにすれば、目視できないような状況もあるのではないかと疑うわけでございます。そういう中で、第三者機関のそういう調査、またシミュレーションができないかということについてお伺いしたいと思っております。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

お答えさせていただきます。

先ほど総務部長が申し上げましたように、ダムの管理につきましては国が監督をいたしております。国がどのような形で監督をしているかにつきましては、確認をいたしていませんが、国の管理の下にダムの保安管理につきましては行われているということを思っておりますので、もう一度管理方法につきましては確認をいたしますが、菅沼議員ご提案のように、第三者機関のほうでしっかり管理をされているというような認識をいたしております。

○8番（菅沼明彦）

ありがとうございます。本当に保安管理が、市が中身を知らないということが自然体ではないのではないかと。やはりある程度、情報公開ではありませんけれども、今の秘密保護法ではありませんけれども、やはり中身について知る権利が市にあるのではない

かと思えます。これはやはり、対象地域の方々、今は全然そういう心配はあまりなされてみえないと思えますが、やはり60年、70年たちますと、私たちの体でも大分傷んでいきます。そういう中で、やはり身体検査、目に見える身体検査ができるように国、また今の所有者等に働きかけるのか、かけないのかお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

先ほどから申し上げましたように、経済産業省が管理をしているわけですが、当然、自治体として情報を何も知らないということは、これはまた不適切な対応だというふうに思っていますので、管理等につきましては再度確認をさせていただきたいと思えます。

○8番（菅沼明彦）

早急をお願いをしたいと思います。

それからもう1点、シミュレーションでございしますが、もし、もしということはありませんが、もし、今の下小鳥ダムが決壊したという想定の中でシミュレーション的なものは作る気があるのか、ないのかお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□副市長（白川修平）

再度、同じことを申し上げるわけですが、経済産業省のほうであがってみえる中で、こうしたシミュレーションがなされているかどうかにつきましても確認をさせていただき、また国がどのような対策を講じているのかを確認した後に検討をしたいというふうに思えます。

○8番（菅沼明彦）

ありがとうございます。そういうことで今、質問はいたしません、本当に大事な各地域があります。安心安全に生活ができるように心がけるのが、今の自治体の使命だと思いますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、丹生川ダムのお話をしましたが、先ほど清見、高山地区に今の治水ダム等を要望するという部長の話でございしますが、どのような。ただ言葉だけなのか、また私たち含めて議員と一緒に要望に行くのか、その辺もしできたらお答え願いたいと思えます。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

現在行われておりますのは、今の上流にダムができるか、できないかに関わらず、上流に降った雨が、いかにこの宮川をスムーズにはいていくか。床上浸水とかないように

するのかということで、河川整備を進めていただいているのが現状でございます。その上にダムが必要かどうかということになりますと、安全の上に安全が重なってくるかなと思いますが、とりあえずこれはダムを造るよりも、河川整備が手を付けておりますので、まずこの河川整備を早急に実施していただく。このことに力を注いでまいりたいと思います。ダムができてもできなくても、流下能力がある河川になればいいことだと思いますので、その上でやはり上流に防災ダム、あるいは多目的ダム、こういったものができれば有り難いということで引き続きの要望活動はしていきたいと思いますが、今やはり一番力を入れなければならないのは、この宮川の河川整備。これが喫緊の課題ではないかというふうに思っているところでございます。

○8番（菅沼明彦）

河川改修という話でございますが、ただ、河川改修を上流ですれば、降った雨がスピードを上げてこの古川のほうへ押し寄せてくるのではないかと、今ちょっと思いましたが、その辺は河川改修をするので水が止められるという話でございますか。お伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

こういった河川整備というのは、基準雨量に基づいて河川整備をするものですから、それ以上に降れば、これは当然オーバーすることもあるし、そういった堤防が決壊することも考えられるわけでございますが、とりあえず今現在の流下能力より上げると。それにつきましては、上流だけ直すと下流が詰まるということも考えられます。特に戸市の辺は狭くなってきておりますので、野口の辺ですか。その辺も含めての河川整備のお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○8番（菅沼明彦）

また来年度になったら質問したいと思います。ありがとうございました。

では、最後にお伺いいたします。今の土砂災害のレッドゾーン、イエローゾーンでございますが、先ほどいろいろ高野、袈裟丸等々大分直したよというお話でございましたが、まだ解除地区はないというお話でございました。早期に解除をしていただくような努力はされてみえるのか、みえないのかお伺いしたいと思います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（川瀬智彦）

お答えします。先ほどの答弁の中でも述べさせていただきましたように、当然、今の対策事業のほうを進めさせていただいている中では、解除できるものは解除していくという形で進めていただいておりますので、表現の中では一部または全解除というほうで手続きを進めていただいているというふうに認識をしております。

○8番（菅沼明彦）

ありがとうございます。ほかでもありませんけれども、やはり家を建てたいとかということでこのゾーンが引っ掛かっておりますと、いろいろ造れないというような状況もあります。やはり若いうちに、また金のあるうちに造りたいという人がたくさんみえますので、早くゾーンの撤廃をしていただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

〔8番 菅沼明彦 着席〕

◆休憩

◎議長（内海良郎）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時45分といたします。

（ 休憩 午後2時35分 再開 午後2時45分 ）

◆再開

◎議長（内海良郎）

それでは休憩を解き、引き続き会議を再開いたします。次に10番、森下真次君。

〔10番 森下真次 登壇〕

○10番（森下真次）

議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。まず1点目ですけれども、26年度予算の方向について伺います。

市が誕生し、間もなく10年を迎え、来年2月に記念式典が計画されています。この10年間で市の土台を作るため、いろいろな政策が打ち出され実施されてきました。

市は長期財政見通しを示しながら、健全財政運営に向けて努力されています。幸い合併10年までは、いろいろな制度により優遇されることから、現在まで厳しい状況でありましたが、生活に密着した大型事業を実施することができました。

さて、市長は会合等において、学校の耐震化等も終わり土台はできた。今からはその土台の上に立って、将来の飛騨市を見据え施策を講じなければならない、と言われていきます。そのとおりだと思います。今後は今以上に攻めの姿勢で進められることを強く望みます。

今、市は予算編成の真っ最中であると思いますが、止まらない人口減少、満10歳となった飛騨市、築いた土台という現状の中で、新年度予算の方向等が気になるところです。

さかのぼってみれば、21年度は「生活」、「環境」、「安全安心社会」の三つのキーワードとして、市民と手を携え、未来を語り、知恵を出し合って協働する社会の実現に向けた市民生活直結型予算。22年度は、「市民一人ひとりが手を携え支え合っていく」こ

とと、「市民と行政が互いに協働し、新しい飛騨市を切り開く」ことを実現するため市民生活重視型予算。23年度は、現実を直視し、今後の過疎化、変動の激しい経済情勢に対応するため策定した飛騨市第二次総合計画に基づき、飛騨市の将来像である、市民がいつまでも安心して暮らせるまちを目指す、合併以来最小規模の予算ではあるが、市のあるべき姿を見据えた予算。24年度は、「土台づくりの仕上げ・飛躍」をキーワードとし、第二次総合計画を基軸としながら「生活の豊かさ」、「心の豊かさ」、「財政の豊かさ」を追求し、人口減少を少しでも食い止め、いつまでも市民一人ひとりが手を携え支え合っていく飛騨市を実現するため、揺るぎない飛騨市の土台づくり型予算。25年度は、「人口減少・少子化対策」、「地域・組織・産業の活性化」、「シルバー世代の生きがいと自律」の3点を政策方針。築き上げた土台を活用するソフト事業の拡充を図る。というように、年度ごとにキーワードを示す、または何何型予算として提案されてきました。計画的に、そして振り返りながら市政を進められたことがわかります。市は、市民がいつまでも安心して暮らせるまちを目指して進まなければなりません。私は、さらなる元気な飛騨市の実現を期待しています。

そこで、新年度予算について、次の3点を伺います。

1点目、どのような方向で予算を編成するのか。私は、本年度打ち出された人口減少・少子化対策は、市にとって不可欠な政策であり、全精力を注いでもいいのではと思います。当然、26年度においても外すことはできないと考えますが、市はどのような方向を目指し予算を編成するのか伺います。

2、歳入確保の見通し。国、県の動向を踏まえ、厳しい状況下の中でどのように歳入を確保する予定なのか伺います。

3、交付税特例措置期限切れを迎え、新しい支援策を求める動きに対して、市はどのように対応するのか。国の特例措置により合併し誕生した飛騨市は、地方交付税が増額されていましたが、合併10年までという期限が切れ、今後5年間で段階的に減額され、最終的には旧の2町2村ではなく、飛騨市として算定されていくこととなります。市の歳入において交付税に頼っている飛騨市では、今よりさらに厳しい状況が想定されます。

今、全国的に平成の大合併により誕生した半数以上の自治体が、連絡協議会を創設し、新しい支援策を求める動きがありますが、このことに対して市はどのように対応しているのか伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市長 井上久則 登壇〕

△市長（井上久則）

それでは、森下議員の質問にお答えさせていただきます。平成26年度予算編成と市長の政策についてでございます。1点目、どのような方向で予算を編成するのか、についてでございます。

私は就任時に「市民主体の市政を目指し、市民の声をしっかり聞いて、市民のために、今何をなすべきかを正しく判断し、市民が将来にわたって安心して夢の持てる飛騨市の構築に全力を傾注したい」と所信で申し上げました。また、2期目には「飛騨市が抱える長期的課題の第一には人口減少と少子化、第2に飛騨市の活性化で、この2つの課題は一体のものであり、この課題解決のために3つの豊かさ「生活」「心」「財政」この3つの豊かさを追求するとして、具体的内容を申し上げました。

以来、平成20年度に政策総点検、平成22年度に第二次総合計画の策定および第二次行政改革大綱の策定、平成24年度に第二次政策総点検を行ってまいりました。

これらは、私の所信を基に「市民本位の市政」、「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」の実現を図るものでございます。

こうした政策総点検での結果や、第二次総合計画や行政改革を実行する過程での成果や課題等を踏まえ、どのようなことに力点を置くべきかを編成方針として定め、予算に反映することとしております。

平成26年度に向けての予算編成にあたっては、「人口減少・少子化対策、労働力の減少など多くの課題に対応し、継続的あるいは新たな政策展開を図るためには、あらゆる産業の振興と地域・組織の活性化は急務である」とした上で、限られた財源とこれまでに築き上げてきた資産を最大限に活用し、「守るべきは守り、攻めるべきは攻める」姿勢で、知恵と工夫を凝らし、質の高い政策展開を図る予算となるよう、職員に指示をしたところでございます。

2点目、歳入確保の見通しについてでございます。国は、平成26年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針として、中期財政計画に沿って民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、徹底した無駄の排除と施策の優先順位の洗い直し、予算の大胆な重点化を行うとしております。

しかしながら、当市においては税収や市民生活における景気回復の実感は、経済のタイムラグにより、すぐには表れてこないと予測されます。

また、交付税の合併算定替加算分の減少が始まることや、国庫支出金の削減が予測されることなど、歳入見通しは非常に厳しい状況にあると推測しております。

こうした中、自主財源を確保するためには、予算の編成方針に沿って、しっかりとした予算を組み、引き続き、まちづくり協議会を中心とした着地型観光の推進。企業との交流を基にした、地元企業の活性化促進。農業振興計画の着実な実施。これらをしっかりと継続、実践することにより、地域経済に活力と元気をもたらすことであり、このことが徐々にあっても市税収入の確保に結び付くものであると考えております。

短期的には、滞納整理の強化などによる税・料の収納率向上による税収確保。あるいは遊休資産や更新による不用物品などの公売。また、各種事業の計画、実施について、国や県の補助金以外に各種助成金の獲得に各課横断的に検討するなど、歳入確保に努めてまいります。

いずれにいたしても、長期的に安定した財政運営を行うために、量入制出の原則を崩すことなく、行政改革を継続し効率の良い行政運営に向けた取り組みも同時に行うことが肝要であると考えているところでございます。

3点目、交付税特例措置期限切れを迎え、新しい支援策を求める動きに対して市はどのように対応するのかとのご質問でございます。このことにつきましては、本年8月に長崎市長をはじめ8名の市長が呼びかけ世話人となり、全国の合併自治体に対して、仮称でありますけれども「合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会」の設置および加入について案内がございました。

この協議会設立の趣旨は、平成の大合併により合併した自治体が、平成22年度を皮切りに10年間の特例期間が終了し、段階的な減額期間に移行しており、平成27年度および平成28年度に全国的な移行年度のピークを迎えること。

その中で、合併市町村は、職員数の削減、組織や公共施設の統廃合などさまざまな行政改革に取り組み、合併による効果を生んできた一方で、合併しても削減できない経費や合併に伴い新たに生じた経費など、多額の財政需要も生じており、今後、大幅な財源不足が見込まれること。

国においては、普通交付税の算定方式の見直しを検討する動きがあること。このことなどから、合併自治体が連携して情報を共有し、普通交付税の算定方法の見直しを行うことによる財政支援措置を早急に講じるよう、国に求めていくこととしております。

当市においては、平成26年度、来年度からでございますが、段階的削減期間に移ります。財政状況は、これまで以上に厳しい状況になることが予測されることから、この協議会に加入したところでございます。

去る10月16日「合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会」設立総会が開催されて、加入団体は11月末時点で300市となっております。協議会の設立時は、241市だったということでございますので、だんだん増えてきているということでございます。

その後、11月27日には、総務省に対し普通交付税の算定方法の見直しによる、新たな財政支援措置を早急に講じることを旨とした要望が行われたところでございます。

また、国会議員による「合併算定替後の新たな財政支援措置を実現する議員連盟」、これは67名で構成されておりますが、これが6月に設立されておりました、協議会との連携による国への働きかけに期待を寄せているところでございます。

今後、当市といたしましては、この協議会を通じて情報収集に努め、積極的に要望活動に協力するとともに、折に触れ県選出国會議員へも働きかけをしていく所存でございます。

〔市長 井上久則 着席〕

○10番（森下真次）

厳しい時代で、歳入のほうを確保するということが大変難しいと思いますが、頑張っ

ていただきたいというふうに思います。1点、交付税の関係で質問をさせていただきたいと思います。

先ほどは期限切れということで、大変厳しくなるということを言われておりました。先日の新聞で報道されていたのですが、リーマン・ショック後の税収不足を補う対策として、平成21年から導入されました地方交付税の別枠加算というのがあったのですが、国のほうがこれを廃止するような方針を発表したということがありました。このことによりまして市に、当然ですけれども減るわけですから影響が出ると思います。そういうことで、この減った分の収入をどのようにして補うのか。また、歳出を抑制せざるを得ないのかという辺りについてお伺いいたします。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

△市長（井上久則）

先ほど少し触れましたけれども、国において地方交付税の見直し議論の中で、今ほど言われました別枠加算について協議がされているということは承知をしているところでございます。

仮にでございますけれども、別枠加算約1兆円が減免されたといたしますと、当市の普通交付税交付額にも相当の影響が出てくるというふうに思っております。これは、今からの国の動向を注視しなければならないと思っておりますが、具体的にどれくらいの影響が出るということにつきましては、基準財政需要額のどの費目に影響が出るのかということが、まだはっきりしておりませんので、この辺が見えてくれば、ある程度つかめるのではないかとこのように思っているところでございます。そういったことがもし実施されたとすれば、歳入確保につきましては先ほど申し上げましたとおり、限られた財源の中で知恵と工夫を凝らしながら、必要なことをしっかりやっていくということに尽きるのではないかとこのように思いますが、どちらにいたしましても、国の動向を見ながら検討をしてみたいということでございます。

○10番（森下真次）

飛騨市は、財政状況が厳しいということには変わりないと思っておりますけれども、先ほど市長の答弁の中にありましたが、攻めと守りということをしっかり進めていただきまして、活気のある飛騨市の創造に期待をして、次の質問に移ります。

2点目ですけれども、ふるさと納税の活用について伺います。

ふるさと納税は、皆さんよくご承知のとおり、自分のふるさとや応援したい自治体など、居住地以外の都道府県、市区町村へ寄付することで、個人住民税の一部が控除される制度で、平成20年4月30日に公布されました。都市部と地方との税収格差を是正する狙いで導入されましたが、税額控除できるのが個人住民税の1割までという上限を設けられたこともあり、格差是正効果は限定的となっていると言われております。

飛騨市の過去3年間を振り返ってみますと、22年度24件、444万9,000円、

23年度23件、428万7,000円、24年度22件、516万7,000円となっております。

先日、テレビで放映されていましたが、寄附金に対して特産品などの特典を用意してある自治体が多くありました。中には、デパートのような豊富な記念品を準備してある市、1億円の寄附金が入り記念品の米が底をついた町などが紹介されていました。また、インターネットで「ふるさと納税」と入力し進みますと、100万件を超す情報が提供されます。テレビで放映されていた市町村はもちろんのこと、さまざまな情報を手に入れることができます。

ふるさと納税制度のメリットとして、成長して生まれ故郷を離れても、その地域に貢献することができる。使い道に納税者、これは寄附者でございますが、関与できる。ということが制度の開始当初でありましたが、現在は先に述べたように、自治体の特産品を手に入れる、複数の記念の中から好きな物を選ぶことができることもメリットとして挙げられております。こういった全国的な流れがある中で、今一度市のふるさと納税のあり方を確かめたく質問をいたします。

1、市は寄附をいただいた方に、感謝の気持ちをどのように伝えているのか。現在、年間約20名の方より多くの寄附をいただいております。大変有り難く思います。そのいただいた方に、市としてどのような形で感謝の気持ちを伝えているのか。

2、より多くの寄附をいただくために、どのような工夫をしているのか。財政の厳しい飛騨市にあっては、寄附額は多額のほうが有り難いが、多くの方から多額の寄附をいただけるような工夫をどのようにされているのか。

3、寄附者に市の特産品等を記念品として贈るということをどのように考えるか、でございます。多額の寄附を集めることができる。特産品を贈ることで市の魅力を感じてもらうことができ、さらに市へ足を運んでもらうきっかけづくりができる。特産品の売り上げを伸ばすことができるなどのメリットが考えられます。当然、デメリットも考えられますが、多くの人に「飛騨市」という名前を知ってもらうチャンスにもなります。記念品と飛騨市が合致すれば良い方向に働くと考えます。ふるさと納税本来の目的から外れることにはなりますが、寄附をいただいた方に市の特産品を記念品として贈るということ、言い換えれば記念品を目的にするということについて、どのようにお考えか伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔総務部長 小倉孝文 登壇〕

□総務部長（小倉孝文）

森下議員の、ふるさと納税の活用についてというご質問でございますけれども、1点目、市は寄附をいただいた方に、感謝の気持ちをどのように伝えているか、とのご質問について回答いたします。

ふるさと納税は、自分が生まれ育った地域や教育を受けた地域、両親の出身地などで幼少期の自然体験の舞台となった地域など、お世話になった「ふるさと」に恩返しをしたいという思いを生かすことを基本思想に、寄附金税制として始まり、飛騨市では、こうした趣旨から、寄附していただいた方へ感謝を伝え、ふるさととのつながりを持ち続けていただきたいという思いで、お礼状のほか広報ひだを1年間、また、ふるさとに帰られた際に利用していただければと、市内入浴施設優待利用券を贈呈しています。

また、市表彰規程に基づき、一定額以上の寄附者を一般功績者として表彰するほか、今回、合併10周年を迎えるにあたり、制度以降、一定額以上の寄附を下された方々を特別功労として表彰し、感謝の意を伝えることとしております。

2点目、より多くの寄附をいただくためにどのような工夫をしているのか、とのご質問ですが、飛騨市ホームページのほか、ふるさとにゆかりのある団体にお願ひし、ふるさと納税のチラシを総会案内に同封していただいております。また、総会時には市長が出席し、直接ふるさと納税協力をお願いをしています。

また、寄附の利便性向上を図るため、インターネットにより申出手続きが完結できるように、入力フォームの改修を図ったところです。

3点目、寄附者に市の特産品などを記念品として贈るということをどのように考えるか、とのご質問でございますが、議員ご発言のように、全国の自治体には、多様な特産品を準備し、多額の寄附につなげている所もあるということで、市特産品を選んでいただき贈呈するというような方法により、新規寄附者の獲得や、特産品の売り上げ、特産品のPR効果が期待できるかもしれません。

しかしながら、市では、制度の趣旨から特典目的の寄附という考えはなじまないのではないかとということで、先ほど述べましたが、広報ひだを1年間、また、ふるさとに帰られた際に利用していただければと、市内入浴施設優待利用券をお礼として贈呈しています。

制度開始以降、寄附金額は年々増えております。飛騨市を応援していただいている皆様には心から感謝をいたしているところですが、今後は、寄附をいただいた方々へふるさとを感じていただくという意味で、例えば季節感のある特産品を贈るようなことなどを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔総務部長 小倉孝文 着席〕

○10番（森下真次）

3点目については、検討するというところでございます。自分で言っていてなんですけれども、しっかりそういう場合には市の魅力が伝わって、そしていつまでも市とつながってもらえるような、そんな記念品をぜひ選んでいただいて、この制度をうまく活用して先ほどのではありませんけれども、市の財政に少しでも寄与していくような、そんなことを期待したいと思います。

次に、3点目の買い物弱者対策についてお伺ひいたします。経済産業省によると、全

国で買い物弱者は600万人程度と推計されています。ご存じのとおり、買い物弱者は流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買い物が困難な状態に置かれている人々で、徐々に増加すると言われていています。

その原因の一つには、地域の店舗がなくなったことにあります。郊外型の大型スーパーの出店、人口の減少や住人の減少によって小さな店舗がなくなったことです。そして、店舗が独自に行っていた移動販売車による販売が減少したこともあります。

次に、店舗までの交通手段の問題により起こるものがあります。これは、車を持つ家庭が増えたり、利用者の減少により、家の近くを通っていたバスなどの交通手段が減少したり、廃止されたりすることで、買い物の足がなくなったことであります。

また、以前は三世同居が多かったが、核家族化により高齢者世帯が増加したこと。そして、高齢者の体力的な問題という場合もあります。

さて、買い物弱者に対しては大きく三つの対策があります。1、身近な場所に店をつくろう。身近に買い物できる場所で、生活に必要なものやサービスを提供できる店をつくる。2、家まで商品を届けよう。身近な場所で提供できないものやサービスを、移動販売車や仮設店舗、宅配などで届ける。3、家から出かけやすくしよう。家まで乗り合いタクシーで送迎したり、気軽に乗れるコミュニティバスを運営したりすることで外出しやすくする。このような対策を指標に、国や自治体、企業が地域を巻き込んだ取り組みを考えており、またNPOなどの団体も徐々に増えています。

以上、全国的な状況を述べましたが、飛騨市ではどうでしょうか。私の住む宮川町の打保地区では、地区内の唯一の店舗が撤退するということになり、高齢化率の高い地域、店舗までの距離が遠いという現実を考慮していただき、市では高齢者生活支援施設補助金を創設し、今でと変わらぬ買い物ができるよう配慮してもらっています。地域の人からは大変感謝されています。しかし、町内の他地区では商店が廃業する、取扱商品が減少するなどにより、買い物弱者は多く存在しています。

今、述べましたとおり、買い物弱者については私の住む宮川町では、まさしく直面する大きな問題でありますので、以前一般質問されておりましたが、再度質問をさせていただきます。

過去に行われました質問に対して、買い物や通院等に不便を感じる高齢者の実態を調査することが解決につながるとの答弁でありましたが、市内には宮川町と変わらない環境下にある地域が存在し、また近い将来同じような状況が来ると予想されるため、着実にこの対策が前進する必要があります。

また、現在は買い物について不便を感じていなくても、自分が高齢になったら、体力が衰えたらどうでしょうか。けがをして外出することができなくなることも考えられます。買い物弱者は、決して他人事ではないと思います。いずれにいたしましても、市の支援なくしてこの問題は解決することができません。

そこで伺います。1、実態調査の進捗状況は。2、実態調査で見えてきたことは。予

想していた課題ばかりだったのでしょうか。予想外の課題もあったのでしょうか。今回の調査により見えてきたことは何なのかを伺います。3、今後の取り組みは。実態調査を進める上で、いろいろな課題が浮かんできたことと思います。買い物だけに限ったことではないかもしれませんが、その課題に対して、今後どのように取り組みをしていくのか伺います。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 登壇〕

□市民福祉部長（谷澤敦子）

それでは、森下議員ご質問の3点目であります、買い物弱者対策についてお答えいたします。1点目の実態調査の進捗状況についてお答えいたします。

市は、買い物や医療をはじめとする生活を取り巻く環境が地区によって異なることから、高齢者に係る地域の課題を把握することが必要と考え、直接市民の声を聞く懇談会とアンケートを行いました。

高齢者との懇談については、これまで3地区、宮川町打保地区と古川町数河、そして神岡町釜崎ですが、を実施いたしまして、今後、河合町1地区を予定しております。

アンケートについては、9月に高齢者だけでなく市民の1割を対象に「市民アンケート」を実施し、高齢者を支える方策を含めた市全体を取り巻く環境についての実態調査を行い、また10月には、全市民を対象に飛驒市公共交通会議が「移動と公共交通に関するアンケート」を実施し、移動状況等について実態調査を行いました。

2点目に実態調査で見えてきたことについてお答えいたします。

「移動と公共交通に関するアンケート」により、高齢者の足の確保実態が、速報値として集計結果が届いておりますが、今後細かな分析を行い、高齢者の足対策について参考にしたいと考えております。

次に、懇談会において見えてきた主なことについて報告いたします。日常の買い物について尋ねたところ、一番多かったのは、自分で店へ行き、現物を見て買いたいという意見でした。濃飛バスや巡回バスに乗って買い物に行かれる方が多いようです。医療機関へ通院するついでに買い物に行くという方も少なくありませんでした。

また、お米など重い物をはじめとして、子供に買ってきてもらう、嫁に行った娘が買ってきてくれるなど家族や親戚に頼んで買ってきてもらうとか、近所の方が希望を聞いて買ってくださるという例もありました。

生協などのカタログ販売サービスに対しましては、食料品だけでなく衣料品等を含んだ総合見本を持参いたしましたが、それほどの関心は示されませんでした。注文手続き等の説明前の反応でしたので、現在の状況にさほど不満がないということなのか、そこまで深く考慮されていないのかについては、ちょっと不明でございます。

現在、周辺地域では高齢化が相当進んでいますので、今後さらに高齢化が進み高齢者

の体力筋力が低下すると、公共バスの利用が不可能となることも心配されています。

そのほかに、路線バスが運行されているものの、市役所までのバスの往復料金が1,500円となるなど、他地域と比較してバスの費用負担が重く、相当な差があるとの意見もありました。

また、移動販売車につきましては、私たちが把握している以外の地区、数河でございましたが、でも利用されている例がありました。その継続について不安を皆様口にされておりました。

懇談を通じて見えてきたことは、高齢者の方々は、そこに住む環境をある程度受け入れておられるため、その不便さを甘受しておいででは、ということでございます。一般的に高齢者は、若いときと比較して購買欲等が強くないということも思います。そうしますと、一定程度までは我慢されることになろうかなというふうに考えます。

しかしながら、市民の健康という視点での食の問題や医療の問題は、本人の自覚、希望とは別に考慮しなければなりません。そのため、どの程度からどのように支援するかということを確認にする必要も感じています。

また、不便であればあるほど地域の方々が協力し合っておられますし、親族の方も努力されているということも伺われました。

3点目に今後の取り組みは、ということですが、全国的な問題として、買物難民がクローズアップされていることから、他市でも買い物支援に関しての支援を検討されていますが、補助金を交付される際にも、客観性、公平性、透明性の確保が重要になり、また効果はどうかということも課題になっています。

現時点で、2で述べましたような、さまざまな課題克服のための明確な対応策提案には至っておりません。

移動・固定店舗の確保、宅配サービス等の確保、高齢者等の移動手手段確保が必要ですが、いずれも採算、コストが課題になります。そのため、国や自治体、企業が地域を巻き込んだ取り組みを検討し、NPOなどの団体が増加していることは、森下議員がご指摘のとおりでございます。

商工関係事業者との連携や、ボランティア活動や助け合い等をはじめとした共助、国や自治体の制度を組み合わせて対応していく必要があると思われまます。

こうしたことから商工関係事業者との共通の認識を深め、連携を模索するために、関係団体、部署との会議の開催を計画したいと思っております。

また、飛騨市公共交通会議が実施した「移動と公共交通に関するアンケート」の結果を参考にしながら、地域にとって必要でかつ効率的で、さらに利便性の高い公共交通体系に見直すことで、買い物弱者を含めた高齢者対策の一つとしたいと考えています。

なお、一定の条件はありますけれども、日常生活上の業務にヘルパーを派遣する市の「軽度生活援助事業」があります。これは、買い物に限らずゴミ出しとか、洗濯、屋内の簡単な掃除等の日常生活上の業務にヘルパーを派遣するものです。利用に関しては、

1回30分100円の負担で、週2回まで可能となっております。

また、市社会福祉協議会において本年度、神岡町をモデル地区に有償ボランティアを派遣する「高齢者在宅生活支援有償ボランティア派遣事業（あんきねっと神岡）」が始まりました。

この事業は、あらかじめ利用会員と支援会員を登録しておき、利用会員が1時間800円分のチケットを購入し、時間に応じてチケットを支払うものです。支援会員は、チケットが貯まると商品券と交換できるシステムとなっております。

こういった市等や民間で行うボランティア活動の推進のための検討も必要と考えています。

抜本的解決策を打ち出すことはなかなか困難ではございますが、それぞれの地区の状況に合わせた対策を一つ一つ講じていく必要性を感じており、着実に進めたいと考えております。

〔市民福祉部長 谷澤敦子 着席〕

○10番（森下真次）

1点、再質問をさせていただきたいと思います。

部長の答弁にありましたように、高齢者の方もやはり現物を見て物を買いたいというようなことがあるというふうにありました。そして、やはり重たい物もあるのでしょうか。それから、かさばって荷物になるということもあると思いますので、私が知っている範囲では、中にはその店の方に頼んで家へ届けてもらう。宅配というようなことをやってみえる方もいるのですが、そういったことはアンケートに出てきたのでしょうか。それとも、部のほうで把握をしてみえるのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（谷澤敦子）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今ほど議員が申されましたことは、市民の皆様との懇談の中ではちょっと把握しかねていたことではございますけれども、今お聞かせいただきましたので、そういうことも含めた中での対応策ということを、また検討していきたいと思っております。

○10番（森下真次）

市に巡回バスができました。そして、いきいき健康増進事業助成金においてタクシーが使えるようになったということも、ある意味ではこの対策の一部ではないかなというふうに考えます。部長が言われたように、市の中にはそういうなかなか整わないという方もたくさんみえますので、ぜひ、このことについては待つことなく積極的に対応して行ってほしいと思います。

では、こちらの質問は終わらせていただきまして、4点目の農業振興とその環境変化の対応について伺います。

農業は市の基幹産業の一つではありますが、年々農家数が減少している状況にあり、将来に不安を感じています。

市の統計書によれば、農家数は平成12年から17年の間で約150戸、17年から22年の間で180戸減少しています。これは、人口減少によるところが多いというふうに思います。専業農家数だけを見れば、12年は117戸、17年は129戸、22年は115戸であり、多少の増減はあるものの比較的安定しているため、減少しているのは兼業農家となり、同時に販売農家も減少しているということでもあります。

今、市の農業を取り巻く環境は厳しい環境にあります。大詰めを迎えているTPP交渉では、国は米、牛肉など重要5項目は国内農業の聖域として関税撤廃の対象から除外するよう進められているものの、全ての品目で関税撤廃を要求されていることもあり、先が不透明で、この交渉いかんでは市の農業にとって大きな問題となります。

また、地球温暖化現象が進んでいます。このことにより、作物に思わぬ病気が発生する、冷却する必要があるというようなことも考えられ、今までに比べ余分な経費が生じる可能性もあります。さらに産地が北上するということにより、今まで産地ではなかった所が最適地となり、多量の品物が出回り価格が下落することも考えられます。

さて、市は5年後、10年後を見据えた農業振興を図るため、本年度に農業支援センターを組織されました。農業の持続的発展と、農地の持つ多面的機能の健全なる維持を図ることの重要性を認識し、新規就農者、農業後継者等あらゆる形態での農業経営を支援するためであります。現場主義をモットーに、農業者の意見、要望を聞きながら、課題の共有を図り新たな振興策を立案、実施していくとされています。当然、私が先に述べた環境の変化も含め、日々精力的に農家へ出向き、現在・将来に対応するため奮闘されていることと思います。支援センターが組織され8カ月が過ぎました。まだ年度終了までは4カ月あるので、全てではありませんが、現段階で市としてどのような感触を持ってみえるのか、どのように評価されているのか伺いたします。

また、米の生産調整、いわゆる減反ではありますが、の廃止、農村への新しい補助金制度「日本型直接支払い」の創設が正式決定され、米を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。この廃止決定および補助金制度の新設に対して、市の取り組みについて伺いたします。

1、新規就農者の確保と育成。目標を定め推進すると聞いておりますが、順調に進んだのか。

2点目、後継者育成の取り組みと成果。1点目と重複する部分があるかもしれませんが、後継者育成の面ではどのような目標を掲げ、どのように進められ、その成果はどうであったかを伺います。

3、現場主義により得られた成果。積極的に現場へ出向き、農業者の意見、要望を聞きながら進めることで、どんな成果が得られたのか。それにより、次年度へ向けて、どのように支援センターを活用し、農業振興を進めていくのか伺います。

4、米政策の見直し内容とその影響および市の対応。1970年に始まった米の生産調整が18年度をめぐりに廃止されること、そして農村への新しい補助金制度「日本型直接支払い」が11月26日に決定されました。大規模化を望む人等にとってはいいが、市のような中山間地域では果たしてメリットがあるのか不安です。この米政策の内容と、米に対する交付金の関係をわかりやすく説明いただき、このことにより飛騨市にどのような影響があるのか、そして、そのために市はどのように対応するのか伺います。

5、米政策の見直しを一つのチャンスとする飛騨市米等の生産。先の質問で述べましたように、米を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。各種の報道から、大規模農業は対応できるが、中小規模農家では大変難しい時代が訪れるのでは、と感じております。しかし、この時をチャンスと捉え、小さな田で味も良く、安心安全な米などを今まで以上に生産することができないでしょうか。市は畜産業が盛んに行われているため、大量の堆肥を生産することが可能です。この堆肥を使用し、田の土づくりを進め、さらにきれいな水で育てることも魅力です。こうして、質の高い飛騨市ならではの米などを生産し、数量は少ないが高価格で売れ、収入増につなげることを提案しますがいかがでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

〔農林部長 藤井義昌 登壇〕

□農林部長（藤井義昌）

それでは、ご質問4番目の農業振興とその環境変化への対応について、でございますが、まず1点目の新規就農者の確保と育成についてと、2点目の後継者育成の取り組みと成果について、併せてお答えさせていただきます。

毎年5名の新規就農者確保を目標に掲げ、発掘に取り組んでおりますが、近年の飛騨市における新規就農者は、後継者を含め、平成23年が4名、平成24年が2名、平成25年が5名であります。そのうち今年度、家族経営協定を2つの家族で締結していただきました。

平成26年度においては、現在のところ、市外からの研修生1名、雇用就農1名、後継者2名、新規就農1名の5名を、新たな担い手として把握しております。

今年度より、新規就農者施設整備補助金や国の青年就農給付金の対象外である親元就農者に、後継者就農給付金制度を市独自の施策として創設し支援しております。

また、今年度組織した農業支援協議会の中に、県の農業普及課、JAの担い手専任担当、指導農業士、県の就農就業アドバイザーなどに参画いただき、就農支援部会を設置いたしました。

そこでは、近年の新規就農者や就農を希望される方々の面談を行い、新規就農者には、経営に対するアドバイスや技術指導を行い、就農希望者には、農業に対する強い意志と情熱があるかを見極めるとともに、希望する農業に対するアドバイス、研修計画、そし

て研修受入農家の検討をしていただき、スムーズに農業者として自立できるよう支援しております。

後継者につきましては、将来の飛騨市の農業を牽引していただくと考えており、青年農業士として登録いただいたり、今後登録いただく予定であります。

また、農業大学校で学んでみえる飛騨市出身者の進路希望等の情報もいただきながら、市内での就農に向けた支援についても協議していく予定であります。

3点目の現場主義により得られた成果について、でございますが、まず、集落営農の組織化等の支援をしておりますが、古川町の太江および神岡町の伏方地区を県のモデル地区に指定していただき、組織強化の検討や農地集積の協議を重点的に行っております。ほかにも、古川町で1地区、神岡町で1地区、河合町などで、地域の将来の農業や農地の維持について継続的な協議検討を重ねており、今後も集落営農強化の取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、新規作物への支援ですが、昨年度市内の原薬会社よりお話のありました新品種の唐辛子を、今年度11軒の農家で約3千株の試験栽培を行っていただきました。来年度は、3万株の栽培を希望してみえますので、今年度の栽培結果を検証するとともに、新年度へ向けて取り組んでいきたいと考えております。

また、サラダ春菊普及のため、栽培農家と市場関係者との意見交換会や都市でのPR活動などを行っておりまして、常に市場からの要望を把握しながら普及拡大を進めてまいりたいと考えております。

また、中山間農業研究所でも簡易雨よけハウスによるアスパラガスの試験研究に取り組んでいただいておりますが、今年は、生産農家が増えており、現在9戸の農家でアスパラガス研究会を組織され、生産拡大に取り組んでおります。今後は、第2ステージとして県と検討会を組織し、産地形成に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、耕畜連携事業といたしましては、WCS（ホールクロップサイレージ）を畜産農家との試験契約栽培を行いました。コストの検証や畜産農家の需要等を見極めながら、転作作物としての普及を推進していきたいと思っております。

次に、新たな販路として、農産物直売研究グループが、数年前からコープとやまと交流をされており、産地見学、生産者交流会の開催やコープとやまでの農産物の直売に対して、これからも支援していきたいと考えております。

次に、補助事業の実施状況でございますが、現在、国、県、市を合わせて41件で事業費約7,000万円に対し、約2,800万円の助成を行っており、今後も国、県の補助事業採択を優先しながら、新たな取り組みや規模拡大に向けた取り組みに対して支援していきたいと考えております。

基幹品目であります、トマト、ホウレンソウにつきましては、近年、外来由来の雑草の繁茂や転作水田における長年の連作による土壌障害の発生が顕著であり、各農家にお

かれましては対応に苦慮されております。

次年度に向けては、こうした農家の切実な声を施策に反映させるべく、スピード感と現実感をもって取り組んでまいります。

また、トマトの新規就農研修施設の具現化や、新年度から県に設置される農地中間管理機構による担い手への基盤整備等の条件整備を含めた農地集積や人・農地プランの推進を進めてまいりたいと考えております。

ご質問4点目と5点目の米政策の見直しにつきましては、関連がありますので併せてお答えさせていただきます。まず、国の政策の見直し内容と、その影響についてお答えいたします。

お米は日本の主食でございまして、安定して国民に供給することは非常に重要なことです。

T P P参加交渉に並行して、政府は「攻めの農林水産業」を展開することで「強い農林水産業」と「美しく活力ある農村漁村」を創り上げ、農業、農村全体の所得を倍増することを目指すとともに、多面的機能の維持、増進と、食糧安全保障を確立しようとしています。その主な改革は次の4点であります。

1点目は、経営所得安定対策の見直しでございます。ばらまきと批判のあつた全ての米の販売農家を対象とした戸別所得補償制度として、平成22年度から導入された「米の直接支払交付金」を平成30年産米から廃止し、その激変緩和の時限措置として現行10アール当たり1万5,000円の単価が、26年産米から7,500円に半減いたします。

平成25年産米において市内で同交付金を受けられる予定の米販売農家は、小規模の兼業農家を含めまして1,168人、交付額は合計6,163万8,000円であり、単価の半減により単純計算で3,081万9,000円となり、1人当たりでは約2万6,400円の減額となるものでございます。

2点目は、需要に応じた地域の戦略作物の振興です。食料自給率と自給力の向上を図るため、転作などによる水田における飼料用米、麦、大豆などの戦略作物の作付けに対し、国が一律に作付面積に応じて定額を交付する分と、地域で配分する分を決定する産地資金の交付分の2層立てからなる「水田活用の直接支払交付金」について、国一律単価の配分の見直しにより、需要のある飼料用米等新規需要米の単価を増額し、主食用米からの転作を誘導するとともに、地域の裁量に委ねられる産地資金枠を拡大することで、生産性の向上と特色のある魅力的な産品の産地づくりを目指しております。

飛騨管内においても、主食用米の生産調整の廃止に伴い、飼料用米への転換を促進するため、飼料用米への交付金を主食用米の販売額と遜色のない補填となるよう、地域裁量の産地資金の交付金単価を見直す方向で、今後、飛騨3市1村と飛騨農協で組織する飛騨地域再生協議会において議論がなされます。

現時点では、飼料用米等新規需要米は、現行10アール当たり8万円の面積定額単価

が、26年産米からは8万円の基準額に対し、収量により5万5,000円から10万5,000円の数量払いとする方向が示されておりますが、これは基準の単位収穫量が取れば8万円ということであり、これを基準に1キログラム当たり167円を加算、加減する仕組みで、基準よりおおむね10アール当たり150キログラムを上回れば、上限額が交付されるというものでございます。現時点では、産地資金の交付金単価がまだ明確になっていないため、影響額が試算することができません。

また、そば、野菜、花きなど、その他の作物につきましては、現行10アール当たり1万円から2万円となっておりますが、新たにまだ単価設定されていないため、こちらも影響額は試算できませんけれども、飼料米等の単価のかさ上げにより、品目によっては減額となる可能性が懸念されます。

3点目は、主食用米の生産調整の廃止です。1970年の制度導入当初から、各改良組合単位で大変な労力で調整をいただきました、いわゆる減反制度が5年後をめどに廃止となります。現在は実質的には選択制となっており、ペナルティ的な取扱いはございませんが、米の直接支払交付金は当該目標の達成者のみ交付されるというものでございます。

飛騨管内では、地域全体の作付面積で生産数量を達成することとしており、当市の現状では、作付のない保全管理農地の増加により、合併以降は生産目標数量に達していない状況で、その余剰分を他市の転作面積に加えております。先般、通知がありました26年産米の県内生産目標数量は前年比4.2%の減少で、市町村への配分はまだ示されておられません。仮に同率として当市分を算定いたしますと、面積換算で26.1ヘクタールと大幅な減少となり、当市の本年生産目標数量に対する余剰分28.15ヘクタールが、ほぼなくなる状況となります。

4点目は、多面的機能支払いの創設でございます。農業の多面的な機能、農地を農地として維持することにより発揮される、国土の保全、水源涵養等の機能の維持、発揮のための地域活動に対するの支援として、現行の農地・水保全管理支払交付金制度から衣替えをいたします。現時点では、交付対象等の詳細内容がまだ示されておられません。そのため、交付額等の影響は試算できません。

なお、中山間地域等直接支払ならびに環境保全型農業直接支援については、現行の基本的な枠組みは維持される見込みでございます。

以上が、今回の改革による大きな変更点となりますが、国の考え方としては、需要が伸びない主食用米に助成を付けるのではなく、自給率向上に向け水田を有効活用し、需要がある品目を作付けする農家に対し、支援していく方向に切り替えられたと認識しています。

当面の間は、従前どおり飛騨3市1村地域全体での数量目標達成に向け、飼料米等への転作を奨励するため主食用米と遜色のない価格となるよう、産地資金単価の上乗せ努力をすることになります。5年後には生産調整は廃止される見込みでございますが、生

産者が自らの経営判断や販売戦略により、需要に応じた米生産が行える環境作りを、生産者とともに研究していかなければならないと考えております。

加えて、耕作放棄の増加が懸念されているところでございますが、集落営農などの担い手の確保、中心経営体への農地集積による規模拡大などの観点から総合的に対応する必要があり、次年度において自給的農家を中心に将来的な作付け見込や、担い手への集積協力への意向を調査したいと考えておりますが、基本的には集落単位で地域の環境保全のあり方を考えていただくよう働きかけを行ってまいります。

生産調整の廃止による米価の下落や、米の直接支払交付金の減額、廃止により、米販売農家の経営への影響が懸念されますが、米政策の見直しを「作る自由を得られる」ということで、大きなチャンスととらえる生産者も、報道などを見ますと多くみられるところでございます。

飛騨市の水稻作への堆肥散布による有機栽培については、過去に飛騨古川農業農村振興会議が散布経費の一部を助成しながら、米のブランド化を推進されましたが、販路の問題、単価の問題で事業の継続ができなかった経緯がございます。

しかしながら、先に行われました飛騨市農業まつりの「うまい米コンクール」の食味審査においても、有機栽培された米が上位を占めておりますし、平成24年度に異業種から参入された「みつわ農園」で栽培されたコシヒカリが、本年度、宮城県で開催されました「第15回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」において、約4千検体の中から上位40位に授与される「特別優秀賞」を受賞されました。お聞きするところによりますと、うまい米づくりの秘訣は、飛騨の気候と良質な堆肥にあるとのごさいます。また、地域のブランドである飛騨牛の糞尿の農地還元による循環農業の推進ということは、高付加価値化による高く売れる米への転換のために大変重要であると考えております。

また、米に限らず、当地の基幹品目であるトマトやハウレンソウについても、温暖化等により競合産地の生産が安定しない中で、飛騨産の品質に対する市場の評価は相当高く、今後さらに収量を拡大し、長期間にわたる出荷体制を整えば相当の強みとなっていることと思っております。

このように、市場に求められるものを生産し、さらに安定的に供給することが最も重要であり、今後の当市の農業振興を図るにあたっては、意欲をもって自らリスクを取る農業経営者の経営の効率化、安定化を図り、農業の産業としての競争力を強化することが最重要課題であると認識しております。この観点から市内の農業を俯瞰したとき、^{きょうかい}狭隘な農地が連担する中、個々の農家が分散した農地を細々と耕作する農地の利用形態こそが、専業農家の規模拡大を妨げ、競争力の強化を阻害する大きな原因になっていることは明らかでございます。

今般、国において農地中間管理機構関連法案の審議が大詰めを迎えておりますが、この制度は、地域内の分散した農地を県単位で設立される農地中間管理機構が借受した上

で、やる気のある農家に集積して貸付けようとするもので、必要な場合には、集積の過程で借り手に一定の受益者負担を求めつつ、機構が基盤整備等の条件整備を行うものとされております。

いまだ法案の詳細は明らかではございませんが、法や制度の趣旨に触れることがなければ、この受益者負担を市において全額負担する等、大胆な施策を検討していきたいと考えております。こうした条件整備を行政が主体的に行うことで、市場から絶大な信頼を得ている当地の基幹品目であるトマト、ホウレンソウのさらなる生産拡大や、消費者の求める、売れる農産物の生産等、農家の経済合理化に基づく判断や経営努力が発揮できる土壌が整うものと確信いたしております。以上でございます。

〔農林部長 藤井義昌 着席〕

○10番（森下真次）

丁寧に説明していただいたのですが、多すぎてあまり理解ができなかった気がします。が、飼料米を推進するということは、取れる量にもよるのでしょうけれども、非常に有利なことになると思うのですが、3市1村で協議されるというふうにあったような気はしますが、市としては、どのような考えを持って進められるのでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

飼料米についてでございますが、今ほど申し上げましたとおり、国の戦略作物として位置づけられておりますし、その助成の充実も図られるという国の方向でございます。しばらく生産調整も続くことでございますし、先ほど申し上げました飛騨再生協議会の中でも主食用米と遜色のない補填をする方向で進めているという状況でございますので、今はそれを進めたいと思いますし、先ほど説明した10アール当たり10万5,000円の助成金というものは多収でなければもらえませんので、多収が取れるような技術指導を受けるようなことも必要でございますし、あとは売る方向でございますが、全農では今需要があるので引き受けますよとはっておりますが、そういった売方の体制も、しっかりこれからまた整えていかなければならないと思っております。

米の消費量は、毎年かなり減っていることは間違いございませんので、市でも飼料米等、需要がある作物の上乗せ支援とか、また先ほど言いました収量を上げるために農地を集積するとか、耕畜連携をするとか、そういったことで来る減反廃止のときを見据えながら、農家に安定的な収入が出るように、選択肢を広げていく一つの作物として進めていきたいと思っております。

○10番（森下真次）

飼料米にしても水田ということでもあります。私は、やはり田んぼなくしてはこの飛騨市の風景というのではないのではないかと考えておりますので、飼料米を進めてください

とは強くは言えませんが、そこは農家の方に判断していただいて進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それともう1点だけ。今、米政策の環境が大きく変わろうとしております。ある意味では一つの飛騨市の農業の方向を変えるといいますか、飛騨市の農業らしいものができるようないいチャンスだというふうに思うのですけれども、この辺りについてどのようにお考えでしょうか。

◎議長（内海良郎）

答弁を求めます。

□農林部長（藤井義昌）

今回のこの米政策の転換が一つのチャンスではないかというご指摘でございますが、先ほども少し申し上げましたように、リスクはありますけれども自分で選択した自由な作物が作れるという、そういう自由があるということで、ご指摘のとおり、いろんなチャンスができるということを思っています。

また、米については今ほど申し上げましたように、高い評価を受けている米も生産をされております。また、トマト、ホウレンソウも市場からは今でもかなり高い評価を得ておりまして、特にそういう評価を受けるにはトマト、ホウレンソウ農家が長年いろんな改善をしながら、ブランド力といいますか、努力をなされたということでございますが、併せて飛騨の気候とか、土壌とか、先ほど言った畜産堆肥も良いということでございまして、こういった飛騨特有の条件を生かした農作物があるんだということをもっと飛騨牛のように確固たるような、ブランド力を確固たるものにしていきたいと思っておりますし、そういった施策と、先ほど言いました農地の施策も含めまして、前向きに農業を産業化というふうに進めていきたいと、しっかり支援していきたいと考えているところでございます。

○10番（森下真次）

いろいろお答えをいただきました。農業振興というのが市にもたらす効果というのは、大変大きいものがあると思います。農業支援センターもできて、まもなく1年ということですが、それら等を活用し、そして今の米を取り巻く環境もガラリと変わりますので、遅れることなく農業者のほうとうまく調整していただきまして、農業振興が基幹産業として発展していくことを期待しまして、質問を終わります。

〔10番 森下真次 着席〕

◆散会

◎議長（内海良郎）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からいたします。本日は、これにて散会いたします。

（ 散会 午後3時57分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛驒市議会議長 内海 良郎

飛驒市議会議員（12番） 谷口 充希子

飛驒市議会議員（13番） 天木 幸男